住宅政策本部の消費税未申告事案に係る損害賠償請求権の行使等を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員　あかねがくぼ　かよ子

同　渋　谷　のぶゆき

同　茂　垣　之　雄

同　後　藤　靖　子

同　小　粥　純　子

目　　次

第１　請求の受付‥‥‥

第１　請求の受付

１　請求人

（略）

２　請求の提出

令和８年８月２８日

３　請求の内容

（原文のまま。ただし、個人名のイニシャル表示、項目番号の付替え等の調整を行っている。）

（１）請求の趣旨

東京都監査委員は、東京都知事に対し、東京都都営住宅等事業会計に係る消費税の未申告及びその是正の遅延により東京都が被った損害について、別紙関係職員目録記載の職員その他本件につき責任を負うべき職員に対して損害賠償を請求するなど、当該損害の補填のために必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求める。

上記損害には、少なくとも次の損害を含むが、損害の正確な額、その発生原因及び責任を負うべき職員の範囲は、監査において確定されたい。

ア　東京都が令和７年９月２２日に納付した延滞税１０７９万２００円及び無申告加算税５９８万１５００円の合計額から、東京都が既に受領した９２万２５０円を控除した額

イ　令和５年度分の消費税について課税区分の判断を誤り修正申告を要したことに伴い発生した延滞税（約１０万円と試算されている。）

（２）請求の理由

ア　用語

本書面において用いる略語は、別紙略語目録記載のとおりとする。

調査報告書は、関係職員を「A」から「W」までのアルファベットにより仮名で表記している。本書において「Ｉ課長」、「職員Ｇ」等というときは、いずれも調査報告書における当該表記に対応する職員を指す。処分公表資料は、これとは別に「事故者Ａ」から「事故者Ｃ」までの表記を用いているが、両者の対応関係

は後記ウ（ﾀ）のとおりである。

イ　本件請求の要点

東京都は、都住会計について、平成１４年度の特別会計化により平成１６年度分から消費税の申告義務を負っていたにもかかわらず（調査報告書７頁、評価意見書４頁）、これを申告せず、令和７年９月２２日に至り、平成３１年度から令和４年度までの分として、本税１億１９６４万９８００円のほか、延滞税１０７９万２００円及び無申告加算税５９８万１５００円の合計１億３６４２万１５００円を納付した（報道発表資料、甲１）。

また、令和５年度分の申告についても、コインパーキング事業に係る収入の課税区分の判断を誤り、修正申告により追加の本税及び延滞税を納付している（調査報告書２６頁）。

本税は本来納付すべきものであるから損害に当たらない。これに対し、延滞税及び無申告加算税は、いずれも申告義務が適時に履行されていれば発生しなかった支出であり、その全額が東京都の損害である。過年度分の調査のために要した税理士法人への委託料のうち、適時に申告がされていれば不要であった部分も同様である。

これらの支出は、関係職員が２０年以上にわたり法令上の申告義務を認識し又は容易に認識し得たにもかかわらず是正しなかったことによって初めて必要となったものである。関係職員は、それぞれの職務上の注意義務に違反しており、東京都は、これらの者に対し、民法７０９条に基づく損害賠償請求権を有する。

東京都自らが実施した調査は、本部が「都住会計に申告義務無しとしてきたことが誤りであったことに気付く機会を何度も得ていたにもかかわらず、組織として十分な対応を行わなかった」と結論付け（調査報告書４１頁）、各局面において個々の職員が何をすべきであったかを具体的に認定している。しかるに、東京都知事は、そのうち１名から９２万２５０円の任意弁償を受領したのみで、その余について何らの請求も行っていない。これは、東京都が関係職員に対して有する損害賠償請求権の行使を違法又は不当に怠るものである。

ウ　前提事実

(ｱ) 都住会計の申告義務

都住会計は、都営住宅等に係る事業に関する経理を明確にするため、法２０９条２項の規定により会計設置条例をもって設置された特別会計であり、平成

１４年４月１日から設置されている（会計設置条例１条、附則１項）。地方財政法又は地方公営企業法により設置が義務付けられたものではない。一般会計に対して資産の譲渡等を行うものではないから消費税法上のみなし一般会計に該当せず、課税売上高は平成１４年度時点で約７億８０００万円と推計されるから、平成１６年度分から継続して申告義務があった（調査報告書７頁、評価意見書４頁）。

本部が令和７年７月に整理した課税売上高の一覧によれば、都住会計の課税売上高は平成１４年度から令和６年度まで各年度２億円から２１億円で推移しており、免税点である１０００万円を一度も下回っていない（甲６）。

(ｲ) 平成２８年度における課題の認識と引継ぎ

平成２５年度から平成２８年度まで経営企画課において都住会計の経理に関する事務を担当していた職員Ａは、他自治体からの問合せを契機として都住会計で消費税の申告が必要かどうか確認する必要性を認識し、その旨を記載した引継書を後任の職員Ｂに引き継いだ（調査報告書１２頁）。当該引継書の「その他」欄には、「特別会計における消費税の税務処理について」との標題の下、「都住会計で税務申告が必要かどうかを確認する。（現状では税務処理を行っていない。）」と明記されている（甲１８）。

服務規程１３条１項は、職員が休職、退職、転任等をするときは、速やかにその担任事務の処理の経過を記載した事務引継書を作成し、後任者又は上司の指定する職員に引き継がなければならない旨を定め、同条３項は、その職員の上司が事務引継の事前又は事後において引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならない旨を定める。しかるに、当時のＣ経営企画課長は当該引継内容を確認しなかった（調査報告書１２頁ないし１３頁）。

その後、令和元年度から令和２年度への事務引継書の「懸案事項」欄にも、インボイス制度の導入に伴い会計ごとに登録申請を行う必要があること、都住会計における申請の可否や準備作業を進めることになることが記載され、併せて「なお、都住会計は法令で設置を義務づけられた特別会計でなく、事業の性質から一般会計と同様であるという整理のもと、現在、消費税の税務申告は行っていない。」と記載されている（甲１９）。すなわち、未申告の事実とその根拠とされた整理は、引継書上、明示的に承継され続けていた。

(ｳ) 令和元年度部経理保管メモの作成と受入れ

令和元年１１月､都議会議員とのやり取りを契機として､Ｅ経営企画課長は、都住会計に申告義務がないという結論を前提としてその理由を整理するため、個人的に親しい間柄であった財務局主計部の担当課長に相談し、同課長からメモの交付を受けた。調査報告書はこれを「令和元年度部経理保管メモ」と呼称している（調査報告書１４頁、甲１６)。同メモは、都住会計とは関係のない一部事務組合に関する国税庁の説明を転用したものであり、かつ「課税売上は極めて少ないものと想定され､消費税納付の対象とはならないものと推測される」との記載を含む。当時、コインパーキング事業及び売電による課税売上高だけでも免税点を優に超えていたのであって、調査報告書は、この記載から「文書作成者は課税売上高を把握していないことがうかがわれる」と認定している(調査報告書１５頁)。

調査報告書は、Ｅ課長について､「自ら消費税法及び同法施行令を確認していれば、都住会計がみなし一般会計に該当しないことを理解できたと思われる」「インターネット上で自治体における消費税の取扱いを検索すれば、国税庁のホームページで公開されているパンフレットを容易に見つけることができ、その中で明確に特別会計は申告義務があると記載されているため、都住会計設置当初からの税務処理の誤りに気付くことができたと考えられる」「国税庁や税理士等に確認すべきであったが、こういった確認も行わなかった」と認定している（同１５頁)。

職員Ｂは、同メモの右上に「Ｅ課長より（財政課の見解)」と赤字で付記して経営企画課のフォルダに保存し、後任の職員Ｇに引き継いだ。調査報告書は、職員Ｂについても、資料の位置付けをＥ課長に確認するとともに自ら関係法令等を吟味すべきであったと認定している（同１５頁ないし１６頁)。またＥ課長は、後任の課長への引継ぎを行わず、職員Ｂから職員Ｇへの引継内容も確認しなかった（同１６頁)。

(ｴ) 令和４年７月１５日の報告と指示の懈怠

令和４年７月１５日、職員Ｇは、Ｉ経営企画課長及びＪ都住部長に対し、令和５年度予算要求に関する説明の場において、都住会計を消費税法上「一般会計」として整理してきたこと、国税庁への事前照会を行っていないこと、及び「一般会計とみなされなかった場合、消費税の申告義務が発生」することを説明した（調査報告書１８頁、甲２０)。

調査報告書は、「本来、Ｊ都住部長とＩ課長は職員Ｇに対して速やかに税務署へ確認するなど対応を指示すべきであったが、両者から指示はなく、都住会計設置時から申告する必要があったとの観点から議論されることもなかった」と認定している（調査報告書１８頁）。

(ｵ) 令和４年８月２３日の総務省回答

令和４年８月１０日、職員Ｇは、総務省に対し、財務局を経由して、法令によって設置が義務付けられていない特別会計を消費税法上一般会計として扱うとの考えが正しいかを実質的に確認する照会を行った。総務省は、東京都が引用した国税庁資料の記載及び法令は一部事務組合に適用される規定であって東京都の会計には適用されない旨を回答し、この回答は同月２３日に財務局から本部に共有された（調査報告書１９頁、甲１７）。

調査報告書は、これを「令和元年度部経理保管メモの考え方が誤っていることを明確に示したもの」であり、「この回答に接した者は、都住会計設置当初から申告義務があると認識すべきであった」と認定している（調査報告書１９頁）。

しかるに、職員Ｇは、回答を吟味せず、Ｉ課長に報告しなかった。企画経理課の職員Ｌは、都住会計を一般会計とみなす根拠が否定されたことを認識しながら、別の根拠を整理すれば一般会計とみなせるのではないかと考え、別の観点からの照会を検討するよう促すにとどまり、その後の確認を行わなかった（同１９頁ないし２０頁、甲１７）。

(ｶ) 適格請求書発行事業者の登録申請等

令和５年１月３０日決定に係る４住経企第７０５号「適格請求書発行事業者の登録申請について」の起案文書には、上記(ｵ)の総務省回答及び令和３年６月１日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知（総税都第３４号）が添付されている（甲２１）。同通知の別添１には、地方団体の特別会計のうち課税事業者であるものは令和５年１０月１日以前においても申告義務がある旨が明記されている。当該起案は、企画経理課に協議の上、Ｉ課長が決定した（調査報告書２０頁ないし２１頁）。

また、令和５年４月２７日、職員Ｇは、一般会計であれば提出が不要である「ｅ－Ｔａｘによる申告の特例に係る届出書」を新宿税務署に提出した。当該届出も企画経理課に協議の上、Ｉ課長が決定している（同２１頁、甲２２）。当該起案に添付された令和５年２月３日付け総務省自治税務局都道府県税課事務

連絡には、当該届出が新たに課税事業者となる特別会計についてのみ必要であり、一般会計及び既に課税事業者である特別会計については不要である旨が明記されている（甲２２）。調査報告書は、職員Ｇ自身が、これらについて「一般会計とみなすとしつつ、インボイス登録に伴い申告義務が発生する（本来、一般会計であれば申告義務はない）という矛盾した認識のもとで作業を進めてしまった」と述べている旨を記録している（調査報告書２１頁）。

(ｷ) 令和５年１０月頃の令和６年度予算要求における是正機会

令和５年１０月頃、都住部は令和６年度予算要求において、企画経理課に対し、国税庁への事前照会は行っていないものの「都財務局の見解」により都住会計は消費税法上一般会計と整理されたため消費税申告未実施であること、及びインボイス制度への登録により確定申告の義務が発生したことを記載した資料を提出した。しかるに、企画経理課等からは、一般会計と同様であるならなぜ申告義務が生じるのかなどについて特段の質問もなく、予算措置がなされた（調査報告書２２頁、評価意見書７頁）。

(ｸ) 令和６年７月１７日の税理士法人による指摘

令和６年６月２１日、東京都は令和５年度分の消費税の申告に係るアドバイザリー等業務を税理士法人に委託した。税理士法人は、同年７月１７日、担当の職員Ｏに対し、電子メールにより、駐車場の令和３年度の税込売上高が１０００万円を上回っているため都住会計は令和５年１０月１日ではなく同年４月１日から納税義務者になると思料されること、令和４年度以前の消費税の納税義務についても確認する必要があること、及びそのため令和２年度以前の駐車場収入及び売電収入が分かる資料の提供を求めることを、具体的に指摘した（調査報告書２３頁、甲２）。

職員Ｏは、令和４年度以前の納税義務を確認するための資料を求められてこれを提出しており、調査報告書は「この段階で過年度分についても申告する必要がある可能性が高いことに気付いていたと考えられる」と認定している（調査報告書２４頁）。しかし職員Ｏは、このメールをＩ課長に報告せず、企画経理課にも説明しなかった。

同年８月２２日、職員Ｏは税理士法人と打合せを行い、少なくとも平成３０年度から令和４年度までの分についても納付しなければならない可能性が極めて高いことを認識したと認定されているが、この打合せ結果もＩ課長に報告し

なかった（同２４頁）。

(ｹ) 令和６年９月２０日の報告とＩ課長の指示

令和６年９月２０日、職員Ｏは税理士法人から、令和４年度以前も納税義務があったものと推測される旨のメールを受領し、これをＩ課長に報告した（調査報告書２４頁ないし２５頁）。

しかるに、Ｉ課長は、過去の経理担当者が整理してきているのだから間違っているはずがないという認識の下、自ら税理士法人に聞き取りを行うなどのサポートもせず、「令和５年度分の納付を確実に行い、過年度分については国税局からの指摘があればその後に対応すればよいと指示した」（同２５頁）。

調査報告書は、Ｉ課長について、過年度分の納税義務があると指摘されたも同然であるから、これを重く受け止め、速やかに税務署等への確認を進めるとともに、上司であるＰ都住部長や企画経理課等に報告すべきであったが、そのような対応をしなかったと認定し、さらに「この時点では、インボイス登録前から申告義務があるとの前提で令和５年度前半分についても申告を行う準備が進んでおり、既に過去の考え方を自ら否定しているのだから、過年度分に対応する必要性は一段と高い」と指摘している（同２５頁）。

職員Ｏは、この間、税理士法人から納税義務の消滅時効等についても説明を受けていた（評価意見書７頁）。すなわち本部は、対応を先送りすれば時効の完成により是正の機会を失うことを認識し得る状態にあった。

その後もＩ課長は業務分担の見直しや応援要請を行わず、税務当局からの指摘を待つこととし、職員Ｏも指摘を放置した。この結果、平成３０年度分の時効が完成した（調査報告書２５頁ないし２６頁）。

評価意見書は、この局面について、「令和６年度に専門家である税理士法人からの指摘を受けてもなお、本部において、組織として是正に向けた対応を取ることができなかった事実は、適切なリスク感度を有する組織であれば看過し難いものであり、重大な問題と指摘せざるを得ない」としている（評価意見書８頁）。

さらにＩ課長は、令和７年４月１日付けの異動に際し、過年度申告の必要性について後任のＲ課長に一切引き継がなかった。職員Ｏも後任の職員Ｑに引継ぎを行わなかった（調査報告書２６頁ないし２７頁）。

(ｺ) 令和５年度分の修正申告

令和５年度分の申告については、コインパーキング事業に係る土地の貸付けを誤って非課税取引として整理したため、修正申告が必要となった（調査報告書２６頁)。その原因は、税理士法人から地所賃貸料に区分されている金額が非課税となる土地の貸付けに係る対価であるとの理解でよいかを問われた際、担当職員がその認識で結構である旨を回答したことにある（甲６)。本部は、追加納付額を約４００万円､これに伴う延滞税を約１０万円と試算している(甲７、甲８)。

本部は、この修正申告について「他局事例を踏まえ、議会報告・プレスは行わない」との方針を採り（甲８)、令和７年９月２２日の報道発表においても言及していない（報道発表資料)。

(ｻ) 令和７年５月１２日以降の経過

令和７年５月１２日、東京国税局から照会がなされ、東京都は同年９月２２日、平成３１年度から令和４年度分までの申告及び納付を行った（調査報告書２７頁、甲３、甲１５、甲１)。納付の内訳は次のとおりである（甲１)。

事業年度	消費税額	無申告加算税	延滞税
令和元年度	4045 万 7400 円	202 万 2500 円	489 万 6200 円
令和 2 年度	3467 万 6500 円	173 万 3500 円	332 万 1100 円
令和 3 年度	1918 万 4400 円	95 万 9000 円	137 万 2100 円
令和 4 年度	2533 万 1500 円	126 万 6500 円	120 万 800 円

合計額は、消費税額１億１９６４万９８００円、無申告加算税５９８万１５００円及び延滞税１０７９万２００円である。当該納付に係る起案文書（７住経企第４５７号）は令和７年９月１７日に起案され、同日、経営企画課長により決定された（甲１)。

(ｼ) 令和６年度の指摘に関する不報告

本部の枢要幹部は、令和６年度に税理士法人から指摘を受けていた事実を知事及び副知事に報告せず、令和７年８月２７日の知事に対する説明においても説明しなかった（調査報告書３４頁ないし３５頁、甲１２)。調査報告書は、この対応を「事実を隠したと評価すべき対応である」とし、報道発表資料についても「正確性を欠く内容」と認定している（調査報告書３５頁、４４頁)。

この経過は、対外説明用に作成された想定問答の変遷にも表れている。令和７年８月７日の幹部に対する説明資料（手持ち資料）には、「令和６年度、税理

士法人から指摘はなかったのか。」との問いに対し、税理士法人から令和４年度分以前も申告義務があるのではないかとの意見を受けていた旨を答える案が記載されていた（甲１０）。しかるに、同月２６日の幹事社ブリーフィング用資料では、「過年度の消費税の納付について、これまで、誰も全く気がつかなかったのか。」との問いに対し、一般会計に準ずると認識していたため過年度分の納付の必要性について深く調べていなかった旨を答えるにとどめ、税理士法人からの指摘には全く触れない内容に改められている（甲１１）。

同月６日の副知事に対する説明資料も、令和７年５月１４日の国税局からの照会を契機として税理士法人に委託し確認したとの経過を記載するのみで、令和６年度の指摘には言及していない（甲９）。

評価意見書は、副知事以上への説明の場において「昨年の申告時に疑問を持たなかったのか」「令和５年度分の申告納付の際、過年度分の整理をしなかったことは理解できない」などの質問があったにもかかわらず、税理士法人による各種指摘に関して本部からの説明がされなかったこと、及びその背景に、関係職員の間で「特定の職員の処分の話に繋がるのではないかとの共通認識」があったことを指摘している（評価意見書９頁）。

さらに評価意見書は、幹部に「個人的な責任問題であって組織としての課題ではなく、コンプライアンスを所管する総務局が対応するものである」との認識があったことを取り上げ、これは不都合な点も含めて事実を正確かつ迅速に上申すべきという原則に反し、都民に対する説明責任及び透明性を確保すべき必要性に対する感度の低さを示すものであって、「発覚後の対応の失敗として位置付けられる」と評価している（同１８頁）。

(ｽ) 弁償の要否に関する令和７年９月時点の整理

令和７年９月１７日の副知事に対する説明資料に付された想定問答には、「延滞税・無申告加算税については、組織で弁償すべきではないか。」との問いが掲げられ、これに対する答えとして「延滞税・無申告加算税は、都営住宅等事業会計の経費で処理するものです。」と記載されている（甲１４）。

すなわち本部は、報道発表に先立ち、延滞税及び無申告加算税を職員に弁償させることなく会計の経費で負担する旨の整理を行っていた。しかるに、東京都は、その後の令和８年２月１０日には、事故者Ａについて延滞税の一部を弁償させている（処分公表資料）。弁償の要否に関する東京都の判断は変遷してお

り、かつ、いずれの判断についても、その根拠は公表されていない。

なお、同想定問答は、「令和５年度分の申告の際、税理士法人から指摘はなかったのか。」との問いに対し、「税理士法人から過去の課税対象の確認はありました。」と答えるにとどめている（甲１４）。過年度分の申告義務を確認すべき旨の具体的な指摘を、単なる「確認」と言い換えるものである。

(ｾ) 財務局の対応及び他の特別会計の状況

令和７年５月１４日、財務局主計部財政課は、消費税の納税義務の有無は各会計設置主体が税務署等に確認しながら判断すべきであり、同局では各会計の申告・納税状況を把握していないとした上で、「今回の都住会計と同様のケースは把握しておらず、各会計で状況が異なると思われるため、現時点で全庁的な対応をとる予定はない」との意見を述べていた（甲４）。

しかし、同月１９日等の庁内調査により、官庁会計方式の特別会計であると場会計において消費税の納付実績があることが確認されている（甲５）。現に納税義務のある東京都の特別会計は、都住会計、と場会計及び工業用水道事業清算会計の３会計である（甲１５、調査報告書３８頁）。他の特別会計における申告状況を対照すれば都住会計の未申告に気付き得たことは、調査報告書及び評価意見書がいずれも指摘するところである（調査報告書１１頁、評価意見書１４頁ないし１５頁）。

(ｿ) 会計設置時の整理に関する記録の不存在

本部は、令和７年７月７日の幹部に対する説明資料において、「都住会計設立時（Ｈ１４）の消費税納付に対する整理についての、記録やメモ等は確認できない」としながら、令和元年度部経理保管メモの整理を「対外的に説明することは困難」であるため、「会計設立時点において、『都住会計は、収支明確化のために『特別会計』を設置したにすぎず、消費税法上は『一般会計』とみなされ、消費税の申告義務はない』と認識していたと整理」する旨を記載している（甲７）。すなわち、会計設置時の認識に関する対外的な説明は、記録に基づくものではなく、事後に構成されたものである。

(ﾀ) 東京都による責任認定と一部弁償

処分公表資料において停職５日の懲戒処分を受けた「事故者Ａ」は、令和６年度に事故者Ｂから税理士法人の指摘について報告を受け「国からの指摘後に納税すればよいと指示するなど、不適正な対応を行った」とされている。この

記載は調査報告書２５頁の認定と一致するから、事故者ＡはＩ課長と同一人物である。同様に、事故者Ｂは職員Ｏ、事故者Ｃは職員Ｇと同一人物であると認められる。

処分公表資料には、事故者Ａが「過年度分の納税に関して対応を行わなかったことにより生じた２３４日分の延滞税のうち、５０％にあたる９２万２５０円を弁償している」旨が記載されている。すなわち東京都は、事故者Ａの不作為と延滞税の発生との間に因果関係があること、及び当該期間に対応する延滞税額が１８４万５００円であることを、自ら認定している。

また、処分公表資料は、これらのほか、消費税未申告に関する管理監督者及び関係者として、東京都都市整備局理事１名並びに本部の参事１名、副参事１名及び主事２名が口頭注意を受け、令和７年度の国税局からの指摘以降の対応に関する関係者として、本部の理事２名及び参事２名が戒告の懲戒処分を、副参事１名が訓告を、副参事１名が口頭注意を受けた旨を記載している。

エ　東京都に生じた損害

本税１億１９６４万９８００円は、本来東京都が納付すべきものであるから損害に当たらない。

これに対し、延滞税１０７９万２００円及び無申告加算税５９８万１５００円は、いずれも法令上の申告義務を適時に履行していれば発生しなかった支出であり、その全額が東京都の損害である。特に無申告加算税は、期限内申告がされなかったこと自体に対する制裁であって、適時に申告がされていれば全く発生しなかった。

本件損害の対象は平成３１年度から令和４年度までの各事業年度分の消費税に係るものであり、そのうち最も早い平成３１年度分の申告期限は令和２年９月３０日である。したがって、遅くとも令和元年度中に是正がされていれば、その全部が発生しなかった。東京都が事故者Ａについて認定した１８４万５００円は、令和６年９月２０日以降の２３４日分にすぎず、損害の一部を捉えたものに過ぎない。

また、令和５年度分の修正申告に伴う延滞税は約１０万円と試算されており（甲７、甲８）、これも東京都の損害であるので、その確定額を確認されたい。

さらに、過年度分の申告納付のために令和７年６月２３日に締結された税理士法人への業務委託契約に係る委託料の一部は、適時に申告がされていれば不要で

あった支出である。本部は同年５月２９日時点で下見積り約１２００万円と記載しており(甲５)､令和５年度分に係る委託料が約２３０万円であったこと(甲４)と対比すると、その大部分は過年度分の調査に要した費用である。当該委託料のうち、適時に申告していれば発生しなかった部分についても、損害に当たるか否かを検討されたい。

なお、東京都が事故者Ａについて認定した１８４万５００円を２３４日で除すると１日当たり約７８６６円となる。これは本税１億１９６４万９８００円に年２．４パーセントの割合を乗じて日割りした額とほぼ一致するから、当該認定は延滞税の割合を年２．４パーセントとして算定されたものと推認される。

また、実際に納付された延滞税の本税に対する比率は、令和元年度分１２．１０パーセント、令和２年度分９．５８パーセント、令和３年度分７．１５パーセント、令和４年度分４．７４パーセントであり（甲１)、各年度の法定納期限から納付日までの経過期間におおむね年２．４パーセントの割合を乗じた額と整合する。もっとも、東京都が弁償の対象を令和６年９月２０日から起算した２３４日分に限定した根拠、弁償額をその５０パーセントにとどめた根拠、及び無申告加算税を弁償の対象に含めなかった根拠は、いずれも公表されていない。弁償額の算定に用いた期間、割合及びその根拠についても、監査において明らかにされたい。

無申告加算税の本税に対する比率はいずれの年度も５．０パーセントであり、国税通則法６６条所定の軽減された割合が適用されたものと解される｡もっとも、これは適時に申告していれば全額が発生しなかったことを左右しない。

オ　関係職員の責任

(ｱ) 責任の根拠

法２４３条の２の８第１項後段は、同項各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員のうち「普通地方公共団体の規則で指定したもの」を対象とする。東京都においては当該指定に係る規則が制定されていないから、同項後段の適用はなく、同条３項の賠償命令の手続によることもできない。

したがって、関係職員の責任は民法７０９条による。東京都は、その職員が職務上の注意義務に違反したことにより損害を被った場合、当該職員に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有する。

(ｲ) 職員が負っていた義務

地方公務員法３２条は、職員が法令等に従うとともに、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない旨を定める。都住会計の経理を担当する職員及びこれを管理監督する職員が、消費税法上の申告義務の存否を正しく確認し、疑義があるときは税務署、国税庁又は税理士等に照会すべき職務上の義務を負っていたことは明らかである。

加えて、服務規程１３条３項は、事務引継の事前又は事後において、その職員の上司が引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならない旨を定めており、これは明文の職務上の義務である。

以下に述べる各職員の行為は、いずれもこれらの義務に違反する。

(ｳ) 事故者Ａ（Ｉ課長）の責任

事故者Ａは､令和４年度から令和６年度までの間､経営企画課長の職にあり、次の各時点において義務違反がある。

ⅰ　令和４年７月１５日、職員Ｇから、都住会計が一般会計とみなされなかった場合に申告義務が発生すること及び国税庁への事前照会を行っていないことの説明を受けながら、税務署への確認を指示せず、進捗管理も行わなかった（調査報告書１８頁、２１頁)。

ⅱ　令和５年１月３０日及び同年４月２７日、総務省回答が添付された登録申請の起案及び一般会計であれば不要な届出の起案をそれぞれ決定しながら、従前の整理との矛盾を検討しなかった（同２０頁ないし２１頁、甲２１、甲２２)。

ⅲ　令和６年９月２０日､職員Ｏから税理士法人の指摘について報告を受け、過年度分の申告義務がある可能性を現に認識しながら､｢国税局からの指摘があればその後に対応すればよい」と指示し、意識的に是正を先送りした（調査報告書２５頁、処分公表資料)。

ⅳ　職員Ｇから職員Ｏへの引継内容を確認せず、また令和７年４月の異動に際し後任のＲ課長に一切引継ぎをしなかった（調査報告書２２頁、２６頁ないし２７頁)。

とりわけⅲは、単なる見落としや誤解ではなく、義務の存在を認識した上での不作為である。担当職員は税理士法人から納税義務の消滅時効についても説明を受けており（評価意見書７頁)、先送りが是正機会の喪失に直結する

ことは明らかであった。東京都において既に令和５年度分の申告を税理士法人への委託により実施しており、税務署、東京国税局及び税理士法人という照会先が現に存在した以上、適切な措置を講ずることに何ら支障はなかった。その過失の程度は重大である。

(ｴ) 事故者Ｃ（職員Ｇ）の責任

職員Ｇは、令和４年８月２３日に総務省回答を受領し、都住会計を一般会計とみなす根拠が否定されたことを認識し得たにもかかわらず、回答内容を吟味せず、Ｉ課長への報告も行わず、職員Ｌの指摘も放置した（調査報告書１９頁ないし２０頁）。調査報告書は、この回答に接した者は「都住会計設置当初から申告義務があると認識すべきであった」と明記している（同１９頁）。

(ｵ) 事故者Ｂ（職員Ｏ）の責任

職員Ｏは、令和６年７月１７日の税理士法人の指摘及び同年８月２２日の打合せの結果をいずれもＩ課長に報告せず、報告は同年９月２０日まで遅延した（調査報告書２３頁ないし２４頁）。

(ｶ) 令和元年度の関係職員の責任

Ｅ課長は、申告義務がないという結論を先に置いてその理由付けを求め、入手したメモの妥当性を検証せず、法令の確認も専門家への照会も行わなかった。調査報告書は、法令を確認していれば理解でき、国税庁のパンフレットを容易に見つけることができたと明記している（調査報告書１５頁）。回避可能性は東京都自身が認めているところである。

職員Ｂも、当該メモに「財政課の見解」と付記して後任に引き継ぐに際し、その位置付けの確認も法令の吟味も行わなかった（同１５頁ないし１６頁）。

また、令和元年度部経理保管メモをＥ課長に交付した財務局主計部の課長（甲１６に「ｃ課長より」と記載された者）は、都住会計の課税売上高を把握しないまま「課税売上は極めて少ない」とする内容のメモを交付し、これが約５年間にわたり未申告を継続させる根拠として用いられた（調査報告書１４頁ないし１５頁、甲１６）。同人の責任についても検討されるべきである。

(ｷ) 管理監督の地位にあった職員の責任

Ｊ都住部長は、令和４年７月１５日に前記(ｳ) ｉと同一の説明を受けながら、税務署への確認を指示せず、進捗管理も行わなかった（調査報告書１８頁、２１頁）。

Ｃ課長及びＥ課長は、服務規程１３条３項に違反して引継内容の確認を怠った（同１２頁ないし１３頁、１６頁）。

企画経理課の職員Ｌは、総務省回答により従前の整理が否定されたことを認識しながら、別の根拠により一般会計とみなせるのではないかと考え、その後の確認を全く行わなかった（同１９頁ないし２０頁、４８頁）。企画経理課の職員は、都住会計の予算及び財産の適正な管理並びに都住部の事務執行の円滑な遂行について調整を図る役割を負いながら、検討内容の確認及び進行管理を行わなかった（同４７頁ないし４８頁）。

(ｸ) 令和７年度の対応に関与した職員の責任

本部長以下の枢要幹部は、令和７年７月７日には令和６年度に税理士法人から指摘を受けていた事実を了知しながら、知事及び副知事に報告せず、報道発表資料にも記載しなかった。対外説明用の想定問答についても、当初は指摘の事実を答える案が作成されていたにもかかわらず（甲１０）、その後これに全く触れない内容に改められている（甲１１、甲１４）。調査報告書は、これを「事実を隠したと評価すべき対応」と認定している（調査報告書３５頁）。この対応により、損害の回復及び責任追及の着手が遅延した。これらの各職員についても責任の有無が検討されるべきである。

(ｹ) 令和５年度分の修正申告に係る責任

令和５年度分の申告において、コインパーキング事業に係る収入を非課税取引として整理した誤りは、税理士法人から、地所賃貸料に区分されている金額が非課税となる土地の貸付けに係る対価であるとの理解でよいかを明示的に問われた際、担当職員がその認識で結構である旨を回答したことによるものである（甲６）。

コインパーキング事業については、モデル事業の段階では東京都住宅供給公社が東京都から土地の目的外使用許可を受けて駐車場事業者に管理運営を委託していたため、東京都が同公社から得ていた収入は非課税であったが、平成３０年度の本格実施に際し、東京都が駐車場事業者と直接契約する方式に変更され、これにより東京都の課税取引となったものである（評価意見書６頁）。担当職員は、税理士法人から照会を受けた時点で契約の形態及び収入の性質を確認すれば、非課税取引に当たらないことを容易に認識し得た。専門家からの明示的な照会に対し、何ら確認を経ずに誤った回答をしたものであって、職務上の

注意義務に違反する。

また、令和５年度分の申告及び納付は、令和６年９月２６日に経営企画課長の決定により行われているところ（甲１４）、同課長においても、課税区分の判断の根拠を確認しないまま決定した点で注意義務違反がある。

これにより発生した延滞税約１０万円は、東京都の損害である。

(ｺ) 業務の逼迫を理由とする免責は認められないこと

評価意見書は、経営企画課において超過勤務が常態化していたこと等の業務逼迫の事情に言及し、これが未申告の継続を許容した背景要因となり得ると指摘している（評価意見書８頁）。

しかしながら、これらの事情は、長年にわたり誤りに気付かなかったことの背景としては考慮の余地があるとしても、外部の専門家から具体的な指摘を受けた後に、税務署への確認を指示することも上司へ報告することもしなかったという不作為を正当化するものではない。とりわけ事故者Ａは、業務分担の見直しや課外への応援要請という管理職固有の権限を行使することができたにもかかわらず、これを行わなかったのであるから、業務の逼迫はむしろ責任を基礎づける事情である。

(ｻ) 責任主体の範囲は監査により確定されるべきこと

以上のとおり、本件は特定の一職員の過誤に帰せられる事案ではなく、複数の年度にわたり複数の職員及び部署が関与したものである。東京都は、本部１３３名、財務局５７名を対象とする事情聴取を実施しており（調査報告書５２頁）、責任の所在を判断するに足りる資料を保有している。他方、請求人は東京都の内部資料の全部を入手し得る立場になく、関係職員の氏名も公表されていない。

したがって、監査委員におかれては、別紙関係職員目録記載の職員に限定することなく、令和元年度以降に都住会計の経理に関与した職員及びこれを管理監督すべき地位にあった職員を対象として、責任の存否及び範囲を調査されたい。

カ　東京都知事が財産の管理を怠っていること

東京都が関係職員に対して有する損害賠償請求権は、法２４０条１項の債権に当たるから、同条２項及び施行令１７１条により、東京都知事は、督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置を執らなければならない。

しかるに、東京都知事は、事故者Ａによる任意の弁償９２万２５０円を収受したのみで、その余について何らの請求も行っていない。徴収停止（施行令１７１条の５）、履行期限の延長（同１７１条の６）又は免除（同１７１条の７）の手続が執られた形跡もない。

したがって、東京都が有する債権は現に存続しているのであり、東京都知事はこれを行使すべき義務を負う。にもかかわらず、その一部のみを任意の弁償として収受し、その余を放置していることは、違法又は不当に財産の管理を怠るものである。

損害期間を令和６年９月２０日以降の２３４日に限定した根拠、弁償額を２分の１とした根拠、及び他の関係職員について債権の存否を判断した経緯は、いずれも公表されていない。とりわけ東京都は、令和７年９月の時点では延滞税及び無申告加算税を会計の経費で負担する旨の整理を行いながら（甲１４）、令和８年２月にはその一部を職員に弁償させており、判断の根拠が不明である。

加えて、令和７年９月１２日の幹部に対する説明資料には、対外説明用の想定問答として「令和６年度、税理士法人から助言があった際、なぜ過去を振り返らなかったのか。」「延滞税・無申告加算税については、組織で弁償すべきではないか。」「今回の未申告について、職員の責任は問われるのですか。」等の問いが掲げられているが、これらに対する答えの部分はいずれも不開示とされている（甲１３、甲２３）。本件の責任及び弁償に関する本部の検討内容は、なお公にされていない。これらの点についても監査において検証されたい。

キ　監査請求期間

法２４２条２項は、監査請求の期間制限について「当該行為」のみを規定しており、怠る事実については期間制限が及ばないのが原則である。もっとも、違法な財務会計上の行為に基づいて発生した実体法上の請求権の行使を怠る事実については、当該行為があった日を基準として期間制限が及ぶものと解されている。

本件請求において主張する損害賠償請求権は、関係職員が消費税の申告義務の履行を怠り、又はこれを是正しなかったという職務上の注意義務違反に基づく民法７０９条の請求権であって、その成否は、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かによって左右されるものではない。すなわち、監査委員が本件の怠る事実の監査を遂げるに当たり、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係には

ないから、法２４２条２項の期間制限の適用はないというべきである。

仮に期間制限が及ぶとしても、本件の損害は、令和７年９月２２日に延滞税１０７９万２００円及び無申告加算税５９８万１５００円が納付されたことにより現実化したものであるから、同日が基準日となる。本件請求は同日から１年以内にされたものであり、いずれにせよ期間内である。

なお、本件の経緯のうち、令和６年度に税理士法人から指摘を受けていた事実は、同日の報道発表においては公表されていない。請求人が損害の発生原因及び関係職員の関与の具体的内容を知り得たのは、本件開示決定により公文書の開示を受けたことによってであり、請求人は、開示された公文書を精査した上で速やかに本請求に及んだものである。

したがって、仮に期間制限の起算点を同日より前とすべき部分があるとしても、同項ただし書の正当な理由がある。

ク　結論

よって、請求の趣旨記載の措置を東京都知事に対して勧告することを求める。

（４）個別外部監査契約に基づく監査について

本件請求に係る監査については、法２５２条の４３第１項及び東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成１１年東京都条例第１８号）３条５項の規定により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。その理由は、次のとおりである。

ア　本件は、東京都の内部における調査及び判断の当否そのものを対象とするものである。すなわち、東京都総務局が実施した調査の結果に基づく責任の認定、事故者Ａに限って延滞税の一部の弁償を求めるにとどめた判断、及びその余の関係職員に対して損害賠償請求を行わないという判断が、いずれも審査の対象となる。これらは東京都の内部で完結した判断であり、その適否を検証するには、東京都の組織から独立した立場からの検討が必要である。

イ　都住会計については、平成１４年度の設置以来２０年以上にわたり消費税の未申告が継続していたところ、この間、監査委員による決算審査及び定期監査が毎年度行われていた。本部が対外説明用に作成した想定問答にも「過去、監査で指摘されていませんか。」との問いが掲げられている（甲１３）。

この点について、令和７年１１月２７日の東京都議会総務委員会において、監査事務局の監査担当部長は、本件を見抜けなかったことに関する所見を問われ、

定例監査や決算審査等に当たっては一定の事業や帳票、資料等を抽出して精査している旨を述べた上で、「委員ご指摘の件につきましては、過去の監査において抽出対象としておりませんでした。」と答弁している。同委員会では、都住会計の決算書において公課費が１０万５０００円にとどまる年度や計上のない年度があり、事後的に見れば気付く可能性があったとの指摘もされている。

すなわち、従前の監査において未申告が把握されなかった経緯もまた検証されるべき事項であり、監査委員が自らの過去の監査の当否を判断することとなる関係にある。

ウ　本件の判断には、消費税法及び国税通則法に係る税務上の専門的知見と、職員の賠償責任の法的構成に係る知見とが、いずれも必要である。とりわけ、延滞税の額の算定において国税通則法６１条の定める期間の除算がどのように働くか、東京都が認定した２３４日分１８４万５００円という損害額がこれと整合するかは、税務の専門家による検証を要する事項である。個別外部監査人として弁護士、公認会計士又は税理士の関与を得ることが、事案の解明に資する。

エ　東京都は、調査報告書の客観性を確保する観点から、外部の法律事務所に評価を依頼している。しかし、その評価は調査の方法及び事実認定並びに再発防止策の当否に関するものにとどまり、損害賠償請求権の存否及びその行使の要否には及んでいない。責任追及の局面についても外部の検証を経ることが、東京都に対する都民の信頼を回復するために必要である。

オ　本件は、東京都自身が「都民の信頼を大きく失墜させることとなってしまった」と認めた事案であり（調査報告書４１頁）、その社会的影響は大きい。監査の公正性及び透明性を確保する必要性が高く、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当である。

（５）事実証明書

甲１　　７住経企第４５７号「消費税確定申告に係る納税額の納付について（令和元年度～令和４年度課税分）」

甲２　　令和６年７月１７日付け電子メール（デロイトトーマツ税理士法人発信）

甲３　　令和７年５月１４日都営住宅経営部長レク資料

甲４　　令和７年５月１５日次長レク資料

甲５　　令和７年５月２９日幹部レク資料

甲６　　令和７年７月３日次長レク資料

甲７　　令和７年７月７日幹部レク資料

甲８　　令和７年７月２４日幹部レク資料

甲９　　令和７年８月６日副知事レク資料

甲１０　令和７年８月７日幹部レク資料（手持ち資料）

甲１１　令和７年８月２６日幹部レク資料（幹事社ブリーフィング用）

甲１２　令和７年８月２７日知事レク資料

甲１３　令和７年９月１２日幹部レク資料

甲１４　令和７年９月１７日副知事レク資料

甲１５　令和７年９月１９日知事レク資料

甲１６　「地方公共団体の会計における消費税の取扱いについて」（令和元年１２月６日。調査報告書にいう令和元年度部経理保管メモ）

甲１７　令和４年８月２３日付け電子メール「(総務省回答)【東京都】消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について（質問票)」及び添付の質問票

甲１８　事務引継書（平成２８年度から平成２９年度）

甲１９　事務引継書（令和元年度から令和２年度）

甲２０　令和５年度予算要求説明資料（令和４年７月１５日）

甲２１　４住経企第７０５号「適格請求書発行事業者の登録申請について」（令和５年１月３０日決定）及び添付資料

甲２２　５住経企第６４号「消費税に関するｅ－Ｔａｘによる申告の特例について（申請)」及び添付の令和５年２月３日付け総務省自治税務局都道府県税課事務連絡

甲２３　令和８年６月５日付け８住経企第１６９号　開示決定通知書及び一部開示決定通知書

（６）別紙　関係職員目録（略）

（７）別紙　略語目録（略）

４　請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することとする。

５　個別外部監査契約に基づく監査としない理由

請求人は、本件請求において、都の判断を検証するには、都から独立した立場からの検討が必要であること及び税務上の専門的知見と賠償責任の法的構成に係る知見が必要であること等を理由として、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

この点、監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するのであって、請求人の主張する理由をもって、監査委員が独立した機関としての役割を果たせないと認めることはできない。

また、監査委員は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し識見を有する者及び議員のうちから選任されているところ、本件請求は、普通地方公共団体の財務管理に関する職員の賠償責任に関するものであり、本請求に係る違法性又は不当性の判断について、監査委員の監査で対応することが可能である。

よって、本請求については個別外部監査契約に基づく監査によらず、監査委員の監査によるものとする。

第２　監査の実施

１　監査対象事項

東京都都営住宅等事業会計に係る消費税の未申告及びその是正の遅延により都が被った損害について、都が関係職員に対する損害賠償請求権を有しているかについて監査対象とする。

２　監査対象局等

住宅政策本部及び総務局を監査対象とした。

３　証拠の提出及び陳述等

地方自治法第２４２条第７項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行う旨の申出があったが、陳述の聴取を予定していた当日、請求人が陳述に現れなかったため、実施しなかった。

また、監査委員は、令和８年９月２８日に、監査対象局職員の陳述の聴取を行った。

第３　監査の結果

１　確認した事実関係

（１）住宅政策本部の消費税未申告事案の概要

令和７年５月１２日、東京国税局から住宅政策本部（以下「本部」という。）に対して、都営住宅等事業会計（以下「都住会計」という。）に係る消費税の申告に関する照会があった。

本部は、令和５年１０月１日から開始された消費税の適格請求書等保存方式への対応に合わせ、令和５年度分から都住会計に係る消費税を申告・納付していたが、東京国税局からの照会は、令和４年度以前分（以下「過年度分」という。）の消費税の申告の有無に関するものであった。そこで担当者が確認したところ、本来であれば過年度分についても消費税の申告義務があったにもかかわらず、納税していなかったことが判明した。

このため本部は、令和７年９月２２日、既に時効が完成している年度分を除いて、平成３１年度から令和４年度分までの都住会計に係る消費税の申告・納付を行い、同日、その旨を公表した。

さらに、過年度分の申告義務の有無を確認する過程で、令和５年度分の消費税の申告納付に係る業務委託を令和６年度に受託した税理士法人（以下「税理士法人」という。）から、過年度分の申告義務についても確認が必要であるとの指摘を受けていた事実が判明した。

（２）職員の懲戒処分等について

本件消費税未申告事案に関し、知事は、令和８年２月１０日付けで、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）に基づく職員の懲戒処分等を行った。事故者Ａについては停職５日の懲戒処分が行われ、事故者Ｂ及び事故者Ｃについては訓告が行われた。また、消費税未申告に関する管理監督者及び関係者に対して口頭注意が行われたほか、令和７年度の国税局からの消費税未申告に係る指摘以降の対応に関する関係者に対して、戒告の懲戒処分、訓告及び口頭注意が行われた。

事故者Ａは、令和６年度に、過年度分の消費税の納税義務について税理士法人から指摘があった旨の報告を受けながら、国からの指摘後に納税すればよいと指示するなどの不適正な対応を行った。また、事故者Ｂは、上記指摘を上司である事故者Ａに報告した後も過年度分の納税に関する対応を行わず、事故者Ｃは、イ

ンボイス制度に係る登録等の業務を行う中で、消費税の納税義務について税務署等に確認すべきであったにもかかわらず必要な対応を行わなかった。

なお、事故者Ａは、過年度分の納税に関して対応を行わなかったことにより生じた２３４日分の延滞税のうち、５０パーセントに相当する９２万２５０円を都に弁償した。

（３）関係法令等の定め

ア　都住会計

自治体の会計について、効率的な財政運営や財政状況の明確化のために単一の会計（一般会計）で経理することが原則とされているが（単一予算主義の原則）、例外的に一般会計とは独立した別個の会計（特別会計）を設置することができるとされている（地方自治法（以下「自治法」という。）第２０９条）。

都住会計は、都営住宅等に係る事業に関する経理を明確にするため、東京都都営住宅等事業会計条例（平成１４年東京都条例第２９号）により設置された特別会計である。

イ　消費税の申告義務

消費税は、消費税の課税対象となる資産の譲渡等（以下「課税取引」という。）について、個人事業者及び法人を納税義務者としており（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第５条第１項）、自治体も法人であるから（自治法第２条）、営利法人と同様に消費税の納税義務がある。

仕入税額控除に関しては、一般会計に係る業務として行う事業については、課税期間における課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなすこととされており（消費税法第６０条第６項）、消費税の申告義務がない。

特別会計を設けて行う事業であっても、専らその特別会計を設ける自治体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計については、一般会計に係る業務として行う事業とみなされる（消費税法第６０条第１項ただし書、消費税法施行令（昭和６３年政令第３６０号）第７２条第１項）（以下、これらの規定が適用される会計を「みなし一般会計」という。）。そのため、みなし一般会計である特別会計については、消費税の申告義務がない。

一方、みなし一般会計でない特別会計については、営利法人と同様に、基準期間における課税売上高が１，０００万円を超える場合や適格請求書発行事業者となっている場合等には消費税の申告を行う必要がある。

都住会計は、都営住宅等の整備や管理運営を行うことを目的とする事業に係る特別会計であり、法で設置を義務付けられたものではなく事業の収支を明確にするため条例で設置したものである。そして、一般会計に対して資産の譲渡等を行っていないため、「専らその特別会計を設ける自治体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」には該当せず、消費税法上、みなし一般会計とはならない。

ウ　消費税の申告期限及び納付期限

事業者は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から２か月以内に、申告書を税務署長に提出しなければならないとされている（消費税法第４５条）。

また、申告書に記載した消費税額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該消費税額に相当する消費税を国に納付しなければならないとされている（消費税法第４９条）。

ただし、地方公共団体については、申告期限及び納付期限の特例が設けられており、当該課税期間の末日の翌日から６か月以内とされている（消費税法施行令第７６条第２項第２号）。

エ　延滞税

納税者は、納付期限までに完納しないとき等には延滞税を納付しなければならないとされている。延滞税の額は、納付期限の翌日から完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に割合を乗じて計算した額とされている（国税通則法（昭和３７年法律第６６号）第６０条）。

オ　無申告加算税

期限後に申告書を提出した場合等には、当該納税者に対し、納付すべき税額に割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとしている（国税通則法第６６条）。

カ　事務分掌及び事案決定権限

都営住宅経営部経営企画課の事務分掌は、都営住宅等の経営及び財務に関すること等である（東京都住宅政策本部処務規程（平成３１年東京都訓令第４２号））。

住宅政策本部長（以下「本部長」という。）は、知事又は局長等、部長、課長若しくは課長代理の決定の対象とされた事案の実施細目（住宅政策本部事案決定実施細目（平成３１年４月１日付３１住住総第９２号）。以下「事案決定実施細目」という。）を定め、総務局長に報告しなければならない（東京都事案決定規程（昭

和４７年東京都訓令甲第１０号）第４条)。金銭、有価証券の出納、保管に関することにおいて、支出の決定権限は課長が有する（事案決定実施細目)。

キ　職員の賠償責任

自治法第２４３条の２の９は、次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないとしている。

(ｱ)　支出負担行為

(ｲ)　第２３２条の４第１項の命令又は同条第２項の確認

(ｳ)　支出又は支払

(ｴ)　第２３４条の２第１項の監督又は検査

一方、民法（明治２９年法律第８９号）第７０９条は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うとしている。

ク　職員の懲戒処分

任命権者は、職員が、法令等に違反した場合、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するとき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。(地方公務員法第２９条第１項)。

２　監査対象局の説明

令和８年９月２８日に行った監査対象局職員の陳述の内容は、次のとおりであった。

（１）本件請求の概要

請求人は、「東京都監査委員は、東京都知事に対し、東京都都営住宅等事業会計に係る消費税の未申告及びその是正の遅延により東京都が被った損害について、」「責任を負うべき職員に対して損害賠償を請求するなど、当該損害の補填のために必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求め」ている。

上記損害については、主に以下の３点を挙げている。

①　都が令和７年９月２２日に納付した延滞税１，０７９万２００円及び無申

告加算税５９８万１，５００円の合計額から、都が既に受領した９２万２５０円を控除した額

② 令和５年度分の消費税について、課税区分の判断を誤り、修正申告を要したことに伴い発生した延滞税（約１０万円と試算されている）

③ 過年度分の申告納付のために令和７年６月２３日に締結された税理士法人への業務委託契約に係る委託料の一部

①の延滞税、無申告加算税、及び②の延滞税については、いずれも申告義務が適時に履行されていれば発生しなかった支出であり、その全額が都の損害であること、また、③については、適時に申告がされていれば不要であった支出が含まれていることについて、述べている。

請求人は、これらの損害に対し、「関係職員は、それぞれの職務上の注意義務に違反しており、東京都は、これらの者に対し、民法７０９条に基づく損害賠償請求権を有している」にもかかわらず、「東京都知事は、そのうち１名から９２万２５０円の任意弁償を受領したのみで、その余について何らの請求も行っていない。これは、東京都が関係職員に対して有する損害賠償請求権の行使を違法又は不当に怠るものである」と主張している。

（２）賠償請求の当否について

ア 令和７年９月２２日に納付した延滞税１，０７９万２００円及び無申告加算税５９８万１，５００円の合計額から、都が既に受領した９２万２５０円を控除した額について

令和７年９月２２日に納付した延滞税（１，０７９万２００円）及び無申告加算税（５９８万１，５００円）については、申告義務が適時に履行されていれば発生しなかった支出であり、都にとっては損害であるものの、このうちどの範囲が職員に損害賠償請求すべきものであるか、以下検討する。

イ 平成２７年度から令和７年度までの間、都営住宅経営部経営企画課長であった職員ら（Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｈ、Ｉ、Ｒ）について

本件は、「消費税の納付」という予算執行事務に関して発生したものであることから、職員の賠償責任について定める自治法第２４３条の２の９第１項の適用の可能性があり、同条に基づく責任を負う者については、自治法に基づく賠償責任が民法に優先して適用される。

また、自治法第２４３条の２の９第１項の趣旨は、会計職員及び予算執行職員

等の職員について第１項に掲げる職務に限り、職務の特殊性に鑑みて、民法上の責任よりも責任発生の要件及び責任を限定し、職員がその職務を行うに当たり畏縮し消極的になることなく積極的に職務を遂行することができるように配慮するとともに、地方公共団体が損害を被った場合に、地方公共団体内部の簡便な責任追及の方法を設けることによって、その損害の補填を容易にしようとするものである。そして、同項に定める職員の行為に関する限り、その損害賠償責任については、民法の規定を排除し、その責任の有無又は範囲はもっぱら同項及び同条第２項の規定によることとしたものであるから、自治法上の責任の及ぶ限りにおいては、民法の規定による賠償責任は追及されず、同条の規定による賠償請求権と民法の規定による賠償請求権とは競合して行使することはできない。

この点、本件支出行為である「消費税の納付」について決定権限を有していたのは、都営住宅経営部経営企画課長であるから、歴代経営企画課長であるＣ、Ｄ、Ｅ、Ｈ、Ｉ、Ｒの６名については、消費税に係る支出行為をする権限を有する職員として、自治法第２４３条の２の９第１項後段の「権限を有する職員」に該当し、同条第１項が適用される職員と言える。

したがって、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｈ、Ｉ、Ｒの６名の職員については、民法第７０９条に基づく損害賠償請求をすることはできないため、これらの職員に対する請求部分については却下されるべきであると考える。

なお、自治法上の賠償責任の有無について検討すると以下のとおりである。

Ｃは、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日まで経営企画課長であった。平成２５年度から平成２８年度に経営企画課（以下「部経理」という。）に在籍し、他自治体からの問合せを契機として都住会計で消費税の申告が必要かどうか確認する必要性を認識するに至った部下Ａが、後任であるＢに対して、「特別会計における消費税の税務処理について、都住会計で税務申告が必要かどうかを確認する」と記載した引継書を引き継いだが、その上司であるＣは、その引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならないところ、その引き継いだ内容を確認しなかった。しかし、当該懈怠につき、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｄは、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日まで経営企画課長であった。Ｂは、「東京都職員の人事考課に関する規程」で定められている自己申告についてＤと面談を行う中で、都住会計で税務申告が必要かどうか確認する必要があ

る旨を報告したと述べているが、Ｄは当該報告を受けたことについて覚えていないと述べていて、両者の主張は一致していない。そのような状況の中、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｅは、平成３１年４月１日から令和２年３月３１日まで経営企画課長であった。Ｅは、個人的に親しかった財務局主計部の担当課長から、都住会計は一般会計とみなされ申告義務なしとする誤った考えを伝えられ、その妥当性を検証することなく受け入れてしまった。また、Ｂがそのメモによって整理された内容を記載した引継書を作成し、後任であるＧに引き継いだが、その上司であるＥは、その引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならないところ、その引き継いだ内容を確認しておらず、自分自身も本件に係る引継ぎを行わなかった。しかし、インボイス制度に関する詳細な情報が総務省から共有される前であり、他に消費税の申告について疑義を持つ職員はいなかった中で、消費税申告の義務に気付き是正することは困難であること、ＢのＧへの引継書を確認したことにより、消費税申告の義務に気付いたと言える特段の事情は見受けられないことに鑑みると、消費税を納付（支出）しなかったことに重過失があるとまでは認められない。

Ｈは、令和２年４月１日から令和４年３月３１日まで経営企画課長であった。Ｈは、主計部が作成したと思われるメモについてＥからの引継ぎもなく、他に消費税の申告について疑義を持つ職員はいなかった中で、消費税申告の義務に気付き是正することは困難であった。よって、消費税を納付（支出）しなかったことに重過失があるとまでは認められない。

Ｉは、令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで経営企画課長であった。Ｉは、インボイス制度への対応について、部下であるＧの状況を把握、管理すべきところ、Ｇに全て任せており、Ｇの検討状況を把握していなかったこと、また、令和５年度予算要求に関する本部長以下の枢要幹部との意見交換会に提出する事項案の説明の中で、都住会計は、消費税法上は「一般会計」として整理し、消費税の申告未実施であり、税務署へのインボイス登録に当たって、一般会計とみなされなかった場合、消費税の申告義務が発生することについて説明を受け、速やかに税務署へ確認するなどの対応を指示すべきところ、指示を行わなかったこと、さらに、令和６年度に、税理士法人から「過年度分も納税義務があったものと推測される」との指摘があったとＯから報告を受けたにもかかわらず、「国税局からの指摘があればその後に対応すればよい」と指示し、自ら税理士法人に聞き取り

を行うなどのサポートもせず、その内容を上司や関係者へ報告しなかったこと、加えて、専門家である税理士法人から「過年度も納税義務があったと推測される」という重大な問題提起がなされた以上、都住会計に消費税の申告義務があったことは明らかであり、管理職として当然に国税からの指摘を待つことなく、調査・確認するよう指示をしなければならない立場として、部下に対して速やかに税務署へ確認させ、過年度分を申告するなどの対応を指示しなければならなかったこと、過年度申告の必要性について後任のＲに一切引き継がなかったことなどに鑑みると、過去からの積み重ねに頼ろうとする職員の強い意識や、議論を重ねて方向性を見出すことを重んじない組織風土など、組織の課題を差し引いたとしても、令和４年度分以前の消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるといえる。

Ｒは、令和７年４月１日から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月１０日時点まで経営企画課長であった。Ｒは、令和７年５月１２日に、東京国税局から部経理に対し、令和４年度以前の分の消費税の申告に関する照会を受けた際には、部下であるＱに対し、事実確認をした上で東京国税局に折り返し電話をすることや、企画経理課（以下「局計理」という。）に一報を入れること、幹部に話を上げることなどを適切に指示している。さらに、Ｒは、令和６年度に税理士法人から過年度分の申告義務に係る指摘を受けていたことについて、着任時にＩから引継ぎを受けてもいないのであるから、令和４年度以前の消費税が未納付（未支出）であったことに重過失があるとまでは認められない。

ウ　Ｉの賠償責任についての対応

Ｉの自治法上の賠償対象額については、消費税未納に気付き、適正に納付手続に着手していれば発生しなかった損害を計算したものである。具体的には、実際、無申告の可能性を知ってから納付まで要した１３３日（東京国税局から消費税に係る指摘があった令和７年５月１２日から、調査等の結果、過年度分として、未納の消費税分のほか、無申告加算税と延滞税を納付した令和７年９月２２日まで）は事務処理に必要な日数であるとすると、Ｉは、令和６年９月２０日に過年度分の申告義務を認識しており、この日に申告事務に着手していた場合の納付完了日は令和７年１月３１日となる。そのため、その責任となる遅延は、同年１月３１日の翌日から同年９月２２日までの期間（２３４日間）であり、延滞税における当該職員の業務懈怠に起因する損害額は、納付した延滞税の総額１，０７９万２

００円のうち１８４万５００円となる。その上で、過去からの積み重ねに頼ろうとする職員の強い意識や、議論を重ねて方向性を見出すことを重んじない組織風土、同時期の人員体制など、組織にも一定の責任があることに鑑み、半分の５０％（９２万２５０円）を請求することとした。

一方で、Ｉは、当該金額を自主的に納付したため、自治法上の賠償請求を行うべき範囲については、Ｉから全額弁償を受けている。

なお、無申告加算税（５９８万１，５００円）については、令和４年度以前に発生しているものであり、Ｉの行為や不作為による納付の遅延はその金額に影響を及ぼさないことから、Ｉの賠償の対象外とした。

エ　その他の職員について

次に、自治法第２４３条の２の９第１項に定める職員に該当しない職員について、民法上の損害賠償責任の有無を検討する。

まず、自治法上の賠償責任の対象外となった場合、もっぱら民法に基づいてその賠償責任の有無及び範囲を判断することとなるが、その場合、自治法の賠償命令の対象となる課長級職員は原則として軽過失が免責されるにもかかわらず、その対象にならない課長代理級以下の職員や損害について関与が少ない管理職は民法に従って故意又は過失が認められる限り賠償責任を負うというのは不均衡であると考える。

この点について、会社が従業員に対して損害賠償請求をした場合であっても、損害の公平な分担という見地から、信義則を根拠として従業員の責任の範囲を制限し、軽過失では責任を認めないという責任制限法理が構築され、社会的にも一般的な考え方になっている。また、自治法第２４３条の２の９の類推適用、国家賠償法第１条第２項の類推適用などを根拠に、軽過失免責を行う見解も有力であり、立法者において自治法の対象外となった職員に対して、軽過失免責を行わないとの積極的な意図を有していたとまではうかがわれないことを踏まえると、自治法の対象外となった職員に対しても軽過失免責を行うことが妥当である。

上記の観点から、以下関係する職員の民法上の損害賠償責任の有無を個別に検討する。

Ａは、平成２５年度から平成２８年度まで部経理に在籍していた。Ａは、時期は不明であるが、他自治体からの問合せを契機として、都住会計で消費税の申告が必要かどうか確認する必要性を認識するに至ったものの、業務が多忙であり、

申告漏れという重大な状況が長年見過ごされているということはないだろうという先入観を持っていたため、申告の必要性について特段の検討を行わなかった。申告の必要性を詳細に調査すれば当該時点で消費税の納税義務について気付いた可能性はあるものの、業務が多忙であったことや、申告漏れという重大な状況が長年見過ごされているということはないだろうという先入観を持っていたことから真剣に検討しなかったという事情に鑑みると、申告の必要性に係る検討を行わなかったことが、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｂは、平成２９年度から令和元年度まで部経理に在籍していた。Ｂは、Ａからの「特別会計における消費税の税務処理について、都住会計で税務申告が必要かどうかを確認する」との引継ぎを契機として都住会計で消費税の申告が必要かどうか確認する必要性を認識したが、Ａ同様、業務が多忙であり、会計設置時に整理されているだろうという先入観を持っていたため、申告の必要性について特段の検討を行わなかった。また、Ｂは上司であるＥから渡された都住会計において消費税の申告が不要であると整理されたメモについて、その妥当性を検証することなく受け入れてしまった。申告の必要性やメモの妥当性を詳細に調査すれば当該時点で消費税の納税義務について気付いた可能性はあるものの、業務が多忙であったことや、会計設置時に整理されているだろうという先入観を持っていたこと、整理されたメモは財政課が作成したもので、ある程度信用できると考えたことに鑑みると、申告の必要性に係る検討を行わなかったことが、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｆは、平成３１年４月１日から令和３年３月３１日まで住宅企画部企画経理課長であった。Ｆは、特別会計を含め、本部全体の経理を総括する部署の課長であった。また、東京都議会における都市整備委員会に所属する都議会議員から平成２９年度及び平成３０年度の決算書に記載されている都住会計の共益費等について説明を求められ、Ｅに対応を依頼した結果、都住会計で消費税を申告していない理由が未整理であることについてＥが認識した。一方で、当時はインボイス制度に関する詳細な情報が総務省から共有される前であり、周りに消費税の申告について疑義を持つ職員はいなかった中で、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｇは、令和２年度から令和５年度まで部経理に在籍していた。Ｇは、総務省からインボイス制度に関する通知が発出され、当該制度に係る照会を総務省にした際、財務局見解とされたメモが明確に否定されたにもかかわらず、消費税の申告義務はインボイス制度開始後に発生するとの認識を変えず、必要な検討や、総務省や税務署に追加の照会を行わずに上司であるＩにも報告しなかった。また、令和５年度の確定申告に向け、専門家と契約を締結し、個々の取引内容ごとの課税区分等の調査、分析を行う必要があったが、公営企業局の状況を把握するなどの準備を怠った。さらに、インボイス登録に伴い対応が必要と考えている取引としてコインパーキング事業を認識していたが､後任のＯに適切に引き継がなかった。いずれの不作為も適切ではない事務処理ではあるところ、前任者であるＢから、「都住会計は法令で設置を義務付けられた特別会計でなく、事業の性質から一般会計と同様であるという整理のもと、現在、消費税の税務申告は行っていない」との引継ぎを整理メモと一緒に引き継いでそれを信用していたこと、これまでの対応に間違いはないはずだとの思いを持ち続けてしまったこと、インボイスに対する対応は全てＧだけが行っており、上司であるＩも検討状況を把握していないなど、周りのフォロー体制がとられていなかったこと、Ｇとしては消費税に係る詳細な調査は税理士法人が専門的な知見で実施するものと認識していたことなどを踏まえると、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｊは、令和２年４月１日から令和５年３月３１日まで都営住宅経営部長であった。Ｊは、令和５年度予算要求に関する本部長以下の枢要幹部との意見交換会に提出する事項案の説明の中で、「都住会計は法令により設置された特別会計ではないことから、消費税法上は「一般会計」として整理し消費税の申告未実施【都財務局の見解】(国税庁への事前照会は行っていない)」であること、また、税務署へのインボイス登録に当たり「一般会計とみなされなかった場合、消費税の申告義務が発生」することについて説明を受け、速やかに税務署へ確認するなどの対応を指示すべきところ、指示を行わなかった。当該不作為は適切ではない事務処理ではあるものの、インボイス登録により消費税の取扱いが変わる可能性があるとのＧの説明以外の事情がうかがわれない中で、税務署への確認などの対応について指示を行わなかったことが、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｋは、令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで住宅企画部企画経理課長であった。Ｋは、特別会計を含め、本部全体の経理を総括する部署の課長であった。また、都営住宅経営部が、令和５年度予算要求に関する枢要幹部との意見交換のため提出する資料の中で、「都住会計は法令により設置された特別会計ではないことから、消費税法上は「一般会計」として整理し消費税の申告未実施【都財務局の見解】（国税庁への事前照会は行っていない）」と説明し、税務署へのインボイス登録に当たり「一般会計とみなされなかった場合、消費税の申告義務が発生」といった内容を記載したにもかかわらず、内部事務的な事項であるとして、Ｋの判断により意見交換の対象外とした。意見交換の対象とした場合、枢要幹部などとの議論の中で消費税の申告義務について言及される可能性もゼロではなかったが、意見交換会が来年度の主要施策に案件を絞ってその方向性等を議論する場であったことに鑑みると、意見交換の対象外とした行為をもって、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｌは、令和４年度に局計理に在籍していた。Ｌは、令和５年度予算要求に係る資料において、Ｇから、都住会計は、財務局の見解により消費税法上は一般会計と整理されているため消費税の申告は未実施であるが、税務署へのインボイス登録に当たり「一般会計とみなされなかった場合、消費税の申告義務が発生」するとの説明を受けたが、申告義務の有無についてはＧが確認するだろうと考え、その後の進捗を確認しなかった。また、インボイス制度に係る照会を総務省にした際、財務局見解とされたメモが明確に否定されたにもかかわらず、別の根拠を探せばよいとの認識でＧに検討を促したが、その後の進捗を確認せず、後任にも引き継がなかった。しかし、本部では、従来から都住会計は都営住宅経営部が進行管理するものとの認識があり、Ｌも必要な事項をＧに伝えたことで自らの役割を果たしたと考えていたことに鑑みると、進捗の確認を行わなかったことが、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｍは、令和３年度から令和５年度まで局計理に在籍していた。Ｍは、特別会計を含め、本部全体の経理を総括する部署の職員であった。また、Ｇから消費税の確定申告について一般会計と同様の扱いであるとの説明を受け、総務省から各自治体宛てに電子情報処理組織（ｅ－Ｔａｘ）による申告の特例に関する通知をＧに共有し、確認するよう依頼した。局計理の担当としてＧの説明が正しいか否か確認すべきとも考えられるが、当該確認を怠ったことが、消費税を納付（支出）しな

かったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｎは、令和４年４月１日から令和６年３月３１日まで本部長であった。Ｎは、本部の長であり、Ｊ、Ｐ、Ｉ、Ｋなどの上司であって、本来であればそれらの職員について消費税に係る指示を行う立場であるが、消費税の申告義務に関して一切の説明や報告を受けておらず、そういった状況の中、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｏは、令和６年度に部経理に在籍していた。Ｏは、アドバイザリー等業務委託契約を締結した税理士法人から、「課税取引のうち、駐車場の令和３年度の税込売上高が１，０００万円を上回っているため、都住会計においては令和５年１０月１日からではなく、同年４月１日から消費税の納税義務者になるものと思料する」、また、「令和４年度以前の消費税の納税義務についても確認する必要がある」との連絡があったにもかかわらず、局計理や上司のＩに報告を行わなかった。また、税理士法人から「令和５年度については、令和３年度における課税売上高が１，０００万円を超えるため、インボイス登録の有無にかかわらず、消費税申告を行う必要がある」、「都から提供された過年度の歳入資料によれば、令和４年度以前も特別会計においては納税義務があったものと推測される」との指摘があったにもかかわらず、上司であるＩの「令和５年度分の納付を確実に行い、過年度分については国税局からの指摘があればその後に対応すればよい」との指示を受けた後、税理士法人からの指摘を放置し、過年度分の申告に関して対応を行わなかった。さらに、過年度申告の必要性についてＱに引継ぎを行わなかった。いずれの不作為も適切ではない事務処理ではあるところ、前年度から特段の準備がなく、当該業務に関する知識や経験もない中、副担当も自らの主担当業務に手一杯で、税理士法人とのやり取りも一人で担い、悪戦苦闘しながら作業を進めていたこと、上司であるＩが議会業務などにより多忙で、日常的なコミュニケーションが不足し、業務の状況を頻繁に報告・相談できる関係性になかったこと、Ｉから「令和５年度分の納付を確実に行い、過年度分については国税局からの指摘があればその後に対応すればよい」と明確に指示を受けたこと、他の業務負担や私的事情などが重なったことで体調を崩してしまったことなどに鑑みると、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｐは、令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで都営住宅経営部長であっ

た。Ｐは、令和５年度、令和６年度とＩ、Ｇ、Ｏの上司であり、本来であればそれらの職員について消費税に係る指示を行う立場であるが、税理士法人からの過年度分の申告・納税義務がある蓋然性が高い旨の指摘についてＩが報告・相談を行っておらず、当該事実について認識していなかった。そういった状況の中、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｑは、令和７年度から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月１０日時点まで部経理に在籍していた。Ｑは、令和７年５月１２日に、東京国税局から部経理に対し、令和４年度以前の分の消費税の申告に関する照会を受けた後、つぶさに事実確認を行い、上司にも適時報告するなど、誠実に対応している。また、Ｑは、令和６年度に税理士法人から過年度分の申告義務に係る指摘を受けていたことについて、着任時にＯから引継ぎを受けてもいないのであるから、令和４年度以前の消費税が未納付（未支出）であったことに重過失があるとまでは認められない。

Ｓは、令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで本部長であった。Ｓは、本部の長であり、Ｐ、Ｉ、Ｙなどの上司であって、本来であればそれらの職員について消費税に係る指示を行う立場であるが、消費税の申告義務に関して一切の説明や報告を受けておらず、そういった状況の中、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｔは、令和７年４月１日から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月１０日時点まで都営住宅経営部長であった。Ｔは、東京国税局から部経理に対して連絡のあった令和４年度以前の分の消費税の申告に関して、部下であるＲやＱに対し、幹部に話を上げることなどについて適切に指示をしている。また、着任から発覚までの間、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｕは、令和７年１月１６日から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月１０日時点まで次長であった。Ｕは、東京国税局から部経理に対して連絡のあった令和４年度以前の分の消費税の申告に関して、都住会計設立時点まで遡れるだけ遡り未申告であった経緯等を洗い出すとともに、本部長であるＷに対して早

く報告することなどについて適切に指示をしている。また、着任から発覚までの間、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｖは、令和７年４月１日から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月１０日時点まで住宅企画部長であった。Ｖは、Ｙなどの上司であり、本来であればそれらの職員について消費税に係る指示を行う立場であるが、令和７年５月１３日に消費税の申告義務に関して認識したものであり、着任から発覚までの間、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｗは、令和７年４月１日から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月１０日時点まで本部長であった。Ｗは、東京国税局から部経理に対して連絡のあった令和４年度以前の分の消費税の申告に関して、過去分を納税しなくてはならない根拠をよく調べておくよう指示するとともに、９月３０日までの納付に向け至急税理士法人の見解をもらい申告・納付すること、納付に当たり議決が必要となるか確認することなどについて適切に指示をしている。また、着任から発覚までの間、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付(支出)しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｘは、令和７年４月１日から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月１０日時点まで企画担当部長であった。Ｘは、住宅企画部の担当部長であり、企画経理課とも連携して業務に従事する立場であるが、東京国税局からの連絡以降に消費税の申告義務に関して認識したものであり、着任から発覚までの間、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから､消費税を納付(支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｙは、令和６年４月１日から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月１０日時点まで住宅企画部企画経理課長であった。Ｙは、特別会計を含め、本部全体の経理を総括する部署の課長であったが、企画経理課では令和５年度以降、総務省により都住会計を一般会計として扱うという従来の考え方が否定されたことについて、引き継がれなかったことなどを踏まえると、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

Ｚは、令和６年４月１日から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月

１０日時点まで住宅企画部総務課長であった。Ｚは、本部長に最も近い部署である総務課の課長であったが、東京国税局からの連絡以降に消費税の申告義務に関して認識したものであり、着任から発覚までの間、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

ａは、令和６年４月１日から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月１０日時点まで政策企画局知事補佐担当部長であった。ａは、過年度納付に係るプレス発表資料を知事に説明したものであり、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。なお、本件損害との因果関係のある行為又は不作為についても見受けられない。

ｂは、令和６年４月１日から本件に関する調査結果が公表された令和８年２月１０日時点まで都営住宅経営部担当課長であった。ｂは、当時、都営住宅経営部に在籍し、Ｒ及びＱとともに、過年度納付に係るプレス発表の内容について都議会議員に説明を行ったものの、都住会計の消費税の申告義務に係る業務に直接関与しておらず、自ら消費税申告の義務に気付き是正することは困難であることから、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

主計部担当課長は、個人的に親しい間柄であったＥから相談を受け、都住会計には消費税の申告義務がないことを都議会議員へ説明するに当たり参考となる情報について説明を行った。当該説明に係る資料は、その後、都住会計が消費税法上は一般会計として整理され、消費税の申告義務がないことの根拠として使われている。ただし、同課長は当該経緯等について覚えておらず、また、受領したＥにおいても個人的に受け取ったものであり、財政課の正式な見解ではなく、参考程度の情報であるという認識であったことから、上記のような消費税の申告義務がないことの根拠となる資料として説明した認識はなかったものと思われる。そのような状況に鑑みると、当該内容の説明が、消費税を納付（支出）しなかったことについて重過失があるとまでは認められない。

したがって、民法が適用される職員らは、本件について民法上の損害賠償責任を負わない。

（３）その他の損害に係る主張について

ア　令和５年度分の消費税について、課税区分の判断を誤り、修正申告を要したこ

とに伴い発生した延滞税

この点、本件消費税の申告は、都営住宅経営部経営企画課経営計画担当で行っており、直接的にはOが行ったもので、Ｉがその承認を行っている。

Ｉについては、上記（２）イのとおり、自治法第２４３条の２の９第１項の適用がある職員であるから、民法上の損害賠償責任は負わない。

なお、申告に際して確認を求められ承認をしたとはいえ、消費税の納付業務の専門的知見を有しているわけではなく、さらに税理士法人に調査委託をした上での申告であるから、課税区分に間違いがあることに気付かなかったことに重過失があるとまでは認められず、自治法上の損害賠償責任も負わないと解する。

Oに対する民法上の損害賠償責任の有無については、上記（２）エのとおり軽過失の場合には責任が免除されるものと解する。Oについてみると、コインパーキング事業について、税理士法人とやり取りを行う中で、どのような土地の貸付けが課税取引に当たるのかなどの詳細を聞き取らず、質問文だけを担当者に伝えて質問への対応を依頼したため、回答に齟齬が生じ、課税区分の判断を誤ってしまったものの、前年度から特段の準備がなく、当該業務に関する知識や経験もない中、税理士法人とのやり取りも一人で担い、悪戦苦闘しながら作業を進めていた状況に鑑みると､課税区分を誤ったことに重過失があるとまでは認められない。

また、Gは、インボイス登録に伴って対応が必要となるコインパーキング事業に係る情報をOに適切に引き継がなかったが、Gとしては消費税に係る詳細な調査は税理士法人が専門的な知見で実施するものと認識しており、課税区分を誤って申告したことについて重過失があるとまでは認められない。

さらに、その他の民法が適用となる職員についても、課税区分を誤って申告したことについて重過失があるとの事情はうかがわれない。

したがって、各職員について損害賠償責任は発生しない。

イ　平成３１年度から令和４年度分の申告納付のために令和７年６月２３日に締結された税理士法人への業務委託契約に係る委託料の一部

損害賠償請求の対象というためには、損害が発生するとともに、非違行為と損害の間に相当因果関係がなければならない。

平成３１年度から令和４年度の消費税確定申告に係るアドバイザリー等業務委託契約の内容は、①「都営住宅等事業会計における消費税納税義務への見解」、②「平成３１年度事業から令和４年度事業に係る取引内容の調査、分析及び検証」、

③「平成３１年度事業から令和４年度事業の消費税確定申告に係る基礎資料等作成、試算」、④「平成３１年度事業から令和４年度事業のｅ‐Taxによる消費税申告書及び添付書類の代理送信」である。

当該業務委託契約は、令和７年５月１２日の東京国税局からの連絡により、平成１４年度以降、都住会計における消費税の申告・納付義務があったことについてはっきりしてきた中で、当該申告義務について、専門家の知見により、個々の取引内容ごとの課税区分等の調査、分析を行い、その試算を行うなど、正確に状況を把握するために必要不可欠な契約であったと言える。

そのため､消費税の申告納付義務を適切に果たすためには必要な費用であって、損害ということはできない。

また、仮に損害であるとしたとしても、過去からの積み重ねに頼ろうとする職員の強い意識や、議論を重ねて方向性を見出すことを重んじない組織風土など、組織の課題も踏まえると、当該損害を賠償する責任を負うべき重過失のある職員はいないものと言える。

（４）結語

以上のとおり、本件消費税の未納付について、職員Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｈ、Ｉ、Ｒについては民法上の損害賠償請求の対象とはならず却下されるべきであり、その他の職員については、損害賠償請求する要件を満たさないから棄却されるべきである。

３　判　断

本件請求において請求人は、都住会計に係る消費税の未申告及びその是正の遅延により都が被った損害について、都が関係職員に対する民法第７０９条に基づく損害賠償請求権の行使等を違法又は不当に怠っているとして、関係職員に対する損害賠償請求その他必要な措置を講ずるよう求めているものと解される。

このことについて、前記確認した事実関係、監査対象局の説明及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

（１）判断の前提

総務局が令和８年２月に公表した本部の消費税未申告事案に関する調査報告書（以下「調査報告書」という。）における事実認定の合理性について検証する観点から、監査対象局に対するヒアリングを実施するとともに、関係資料の確認を行

った。

その結果、調査報告書「第２章本件の事実関係」において認定された事実関係について、特段これを覆すべき事情は認められなかった。

また、総務局は、調査報告書の客観性を確保する観点から、都と利害関係を有しない外部の法律事務所に対し、調査報告書の評価を依頼した。これに対する評価意見書においては、「都の報告書第２章は、未申告問題の構造に則した事実関係を明らかにし、かつ、証拠関係にも配慮しつつ、全体として概ね的確に事実を記載したものと評価できる。」とされている。

以上のことから、本件判断は、調査報告書第２章において認定された事実関係を前提として行うものとする。なお、以下、人物名や資料名等の略語は調査報告書と同じ用語を使用する。

（２）都に生じた損害

ア　過年度分の延滞税及び無申告加算税

都が令和７年９月２２日に納付した過年度分の本税１億１，９６４万９，８００円は、本来納付すべき税額であるから、都の損害とは認められない。

一方、過年度分の延滞税１，０７９万２００円及び無申告加算税５９８万１，５００円（以下「延滞税等」という。）は、各年度の納付期限までに申告及び納付が行われていれば発生しなかった支出であることから、都に生じた損害と認められる。

イ　令和５年度分の修正申告に伴う延滞税

請求人は、令和５年度分の修正申告に伴う延滞税は約１０万円と試算されており、これも都の損害であると主張する。

しかし、当該修正申告は、コインパーキングを課税売上に修正したほか、国庫支出金等の取扱いについても併せて修正を行った結果、全体として税額が減少したため、確定申告時の納付額との差額について還付金が発生した。

したがって、延滞税は発生しておらず、この点について都に損害が生じたとは認められない。

ウ　過年度分の申告納付のために令和７年６月２３日に締結された税理士法人への業務委託契約に係る委託料の一部

請求人は、当該委託料について、適時に申告がされていれば不要であった支出であると主張する。

この点、本契約は、過年度分の消費税について適正な申告及び納付を行うに当たり、専門的知識を要することから締結されたものであることを確認した。本契約の内容は、以下のとおりである。

(ｱ)　東京都都営住宅等事業会計条例に基づき設置された都住会計において、会計を設置した日以降の取引に対して消費税の申告義務があるかの見解を示す。

(ｲ)　平成３１年４月１日から令和５年３月３１日までに行った本部都営住宅経営部の取引内容全てについて、個々の取引内容ごとに用途区分、税率区分、課税区分等の調査、分析及び検証を行う。

(ｳ)　消費税確定申告を行う際に必要な基礎資料等を作成する。また、消費税額を算定し、確定申告の試算を行う。確定申告に伴い、必要な税の試算も行う。

(ｴ)　e - Tax による消費税申告書及び添付書類の代理送信を行う。

上記(ｲ)、(ｳ) 及び(ｴ)については、消費税について申告義務があることを認識していれば、申告が期限内に行われる年度においても一般的に依頼すべき項目であるから、未申告であったことによる損害ということはできない。上記(ｱ)については、都住会計において消費税納税義務があるか否かについては都住会計が特別会計化して以降、消費税納税義務がある可能性にいつ気付いたとしても発生し得た項目ということができ、申告が遅れたことによる損害とまではいうことができない。

したがって、この点について都に損害が生じたとは認められない。

エ　その他の損害

監査を実施した限りにおいて、本部の消費税未申告事案におけるその他の損害は認められなかった。

（３）延滞税等に係る賠償責任の有無を検討する対象職員

本件は、「消費税の納付」という予算執行事務に関するものであるから、前記「１確認した事実関係」のとおり、東京都事案決定規程第４条及び事案決定実施細目によれば、消費税の納付の決定権限を有する職員は都営住宅経営部経営企画課長であると解される。また、令和６年度及び令和７年度の事務分掌によれば、都住会計における消費税の申告業務は、経営企画課職員１名が主担当、経営企画課職員２名が副担当となっているが、副担当制は形骸化していたことから、実質的には主担当である経営企画課職員１名（以下「主担当職員」という。）が事務を担っていたと解される。令和５年度以前の事務分担表には、都住会計における消費税

の申告業務の記載はないが、実質的には主担当職員が事務を担っていたと解される。

具体的には、消費税の納付期限は、当該課税期間の末日の翌日から６か月以内とされていることから、過年度分の各納付期限時点において決定権限を有していた経営企画課長はＨ、Ｉの２名であり、主担当職員は職員Ｇが該当する。

加えて、令和６年度に税理士法人から過年度分についても消費税の納税義務があったものと推測される旨の指摘を受けた際に関与していた、決定権限を有するＩ課長及び主担当職員である職員Ｏも延滞税等の発生に関与した可能性があるから、当該指摘後の対応と延滞税等の発生との因果関係の有無を検討する必要がある。

したがって、本件において賠償責任の有無を検討する対象職員は、Ｈ課長、Ｉ課長、職員Ｇ及び職員Ｏの４名とする。

なお、自治法第２４３条の２の９第１項の規定について、「同条の趣旨とするところは、同条１項所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の行為に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生の要件及び責任の範囲を限定して、これら職員がその職務を行うにあたり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮するとともに、右職員の行為により地方公共団体が損害を被った場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補てんが図られるように、当該地方公共団体を統轄する長に対し、賠償命令の権限を付与したものであると解せられる。してみれば、法２４３条の２の規定は、同条１項所定の職員の行為に関する限りその損害賠償責任については民法の規定を排除し、その責任の有無又は範囲は専ら同条１、２項の規定によるものと」している（昭和６１年２月２７日最高裁判所判決）。

この点、前記「１確認した事実関係」のとおり、本件支出行為である「消費税の納付」という予算執行事務について決定権限を有しているＨ課長及びＩ課長は、自治法第２４３条の２の９第１項後段の「権限を有する職員」に該当するから、民法の規定を排除し、同項が適用される職員といえる。また、自治法第２４３条の２の９第１項後段の「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの」については、都においては当該指定に係る規則が制定されていないことから、職員Ｇ及び職員Ｏには、同項の適用はなく、民法第

７０９条が適用される職員といえる。

そこで、本件請求を検討するに当たっての適用法条は、上記整理に基づくものとする。

（４）対象職員の賠償責任についての着眼点

予算執行職員に該当しない職員は、その職務懈怠行為につき民法上の不法行為責任を免れることはできないが、予算執行職員の場合には軽過失が免責されることとの均衡の観点から、その主観的責任要素は、信義則上、故意又は重過失が要件となるものと解するのが相当である(令和８年３月３０日仙台地方裁判所判決)。

ここでいう故意とは、権利侵害という結果の発生又はその可能性を認識しながら、あえて直接権利侵害に向けられた行為をすることをいう（令和５年７月２４日東京地方裁判所判決）ものと解し、重過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す（昭和３２年７月９日最高裁判所判決）ものと解するのが相当である。

本件監査においては、職員の賠償責任について、自治法又は民法が適用される職員４名において、都が消費税を納付しなかったことについて故意又は重過失があるかという観点で監査を行う。

（５）本判断における事実認定

調査報告書及び監査において以下の事実を確認した。

ア　H課長

H課長は、令和２年度及び令和３年度において、都営住宅経営部経営企画課長であった。H課長は前任のＥ課長から、インボイス登録や消費税の申告、令和元年度部経理保管メモについて引継ぎは受けていない。また、H課長に対して消費税の申告等に関する報告がなされたなどのH課長が消費税の申告義務を知り得た事実も確認できなかった。

イ　Ｉ課長

(ｱ) Ｉ課長は、令和４年度から令和６年度まで、都営住宅経営部経営企画課長であった。Ｉ課長はインボイス制度への対応を職員Ｇに任せており、職員Ｇの検討状況を把握していなかった。

(ｲ) 令和４年７月１５日、職員Ｇは、Ｉ課長とＪ都住部長に対し、令和５年度予

算要求に関する本部長以下の枢要幹部との意見交換会に提出する事項案の説明を行った。その中で、「都住会計は法令により設置された特別会計ではないことから、消費税法上は「一般会計」として整理し消費税の申告未実施【都財務局の見解】（国税庁への事前照会は行っていない）」と説明した上で、税務署へのインボイス登録に当たり「一般会計とみなされなかった場合、消費税の申告義務が発生」と報告があったにもかかわらず、Ｉ課長は職員Ｇに対して速やかに税務署へ確認するなど対応を指示しなかった。

(ｳ) 令和５年１月３１日、職員Ｇはインボイス登録の申請を新宿税務署に対して行った。申請に当たり、職員Ｇは電子決裁を回付し、局計理に協議の上、Ｉ課長が決定した。また、令和５年４月２７日、職員Ｇは「e - Tax による申告の特例に係る届出書」を新宿税務署に提出した。届出に当たり、職員Ｇは電子決裁を回付し、局計理に協議の上、Ｉ課長が決定した。

(ｴ) 令和６年９月２０日、税理士法人から「過年度も納税義務があったと推測される」との指摘があった旨の報告を職員Ｏから受けたにもかかわらず、過年度分については国税局からの指摘があればその後に対応すればよいと指示した。

(ｵ) Ｉ課長は、過年度分の申告に関して、国税局からの確認が来ていないか職員Ｏに何度か尋ねる程度で特段対応することなく、令和７年４月１日付けで他部署に異動となった。過年度申告の必要性について、Ｉ課長は後任のＲ課長に一切引き継がなかった。

ウ　職員Ｇ

(ｱ) 職員Ｇは、令和２年度から令和５年度まで都営住宅経営部経営企画課職員であった。職員Ｇが同課に異動した際、前任の職員Ｂは、職員Ｇに対し、「都住会計は法令で設置を義務づけられた特別会計ではなく、事業の性質から一般会計と同様であるという整理のもと、現在、消費税の税務申告は行っていない」と引継書に記載して引き継ぎ、あわせて、職員Ｇに令和元年度部経理保管メモを渡した。職員Ｂは、具体的な検討は行わないまま、後任の職員Ｇにインボイスの登録及び消費税の申告が必要となることを引き継いだ。職員Ｇは、事務分掌上明記されていないものの、実質的にインボイス対応の担当となり、他の部経理職員は関与せず一人で対応する状況にあった。

(ｲ) 令和４年７月１５日、職員Ｇは、Ｉ課長とＪ都住部長に対し、令和５年度予算要求に関する本部長以下の枢要幹部との意見交換会に提出する事項案の説明

を行った際、「都住会計は法令により設置された特別会計ではないことから、消費税法上は「一般会計」として整理し消費税の申告未実施【都財務局の見解】（国税庁への事前照会は行っていない）」と説明した上で、税務署へのインボイス登録に当たり「一般会計とみなされなかった場合、消費税の申告義務が発生」（説明資料）と報告した。なお、令和６年度予算要求に際しても、都住部から局計理に提出された予算要求資料に、課題として、都住会計は一般会計として整理してきたが国税庁へは照会を行っていない旨を記載し、報告した。

(ｳ) 職員Ｇは、これまで一般会計として整理してきた都住会計は個別にインボイス登録を行う必要はなく、一般会計の登録番号を活用できるのではないかと考えて行った令和４年８月の総務省への照会について、都が引用した国税庁資料の記載及び法令は一部事務組合に適用される規定であって、都の会計には適用されないとの回答であった。このとき職員Ｌから別の根拠を整理すれば一般会計とみなせるのではないかとの指摘を受けたが、職員Ｇは、その検討や、総務省、税務署等に対する照会等を行わず、Ｉ課長への報告もしなかった。職員Ｇは、インボイス番号の取得の必要性があることを示すものにすぎず、重要な内容として受け止めておらず、また、これまでの対応に間違いはないはずだとの思いを持ち続けていた。

(ｴ) 職員Ｇは、令和５年１月３１日、前任者からの引継ぎに沿って、インボイス登録の申請を、また、令和５年４月２７日、「e - Tax による申告の特例に係る届出書」を新宿税務署に提出した。

職員Ｇは、インボイス登録の申請に当たり、M企画経理課担当者に対し、一般会計と同様の扱いであると説明した。登録申請に当たり、職員Ｌに、令和４年８月の総務省回答を受けた検討をしていないことは説明せず、職員Ｌも確認しなかった。

職員Ｇは、都住会計は一般会計とみなしつつ、インボイス事業者として登録することで申告義務が発生すると認識していた。

エ　職員Ｏ

(ｱ) 後任の職員Ｏは、前年度に未着手だった専門家との契約に向け、これまで経験がない中で悪戦苦闘しながら公営企業局の事例を収集するなど準備を進めていた。令和６年７月１７日、職員Ｏは、税理士法人から、令和５年度分の基準年度である令和３年度の売上高を確認した結果、都住会計は令和５年４月１日

から消費税の納税義務者になるものと思料すること及び令和４年度以前の納税義務についても確認する必要があることの連絡を受けた。しかし、職員Ｏは局計理に報告せず、Ｉ課長にも報告しなかった。調査報告書では、職員Ｇが税理士法人の連絡を局計理に報告し、局計理がその内容を把握していたならば、登録前である令和５年度前半から申告義務があったことを受けて、過年度分の申告義務の存在に自ら気付くことができた可能性があるとしている。

令和６年８月２２日、職員Ｏは、税理士法人の担当者と打合せを行い、過年度分について納税義務がある場合、消費税の時効は５年間であるが、悪質なケースでは７年間に延びるなどと説明を受け、令和５年度分だけではなく、少なくとも平成３０年度から令和４年度までの分についても納付しなければならない可能性が極めて高いことを認識したと考えられる。この打合せ結果についても、職員ＯはＩ課長に報告しなかった。Ｉ課長との間の定例的なミーティングなど業務の進捗状況を報告する機会がなく、Ｉ課長と職員Ｏは日常的なコミュニケーションが不足しており、業務の状況を頻繁に報告・相談する関係性になかった。当時の経営企画課は議会対応等を含めた経常的な業務に加え、能登半島地震被災者の受入れ業務などへの対応が行われていた。

(ｲ) 令和６年９月２０日、職員Ｏは、税理士法人から「令和４年度以前も当該特別会計においては納税義務があったものと推測される。過年度の申告については、税務署と相談の上対応いただく必要があると思われる。」とのメールを受けて、Ｉ課長に報告した。

(ｳ) この報告に対し、Ｉ課長は、令和５年度分の納付を確実に行い、過年度分については国税局からの指摘があればその後に対応すればよいと指示した。

職員Ｏは、Ｉ課長から上記指示を受けた後、税理士法人からの指摘を放置し、過年度分の申告に関して対応をしなかった。

過年度分の申告に関しては、国税局からの確認が来ていないかＩ課長が職員Ｏに何度か尋ねる程度で、職員Ｏは、特段対応することはなかった。また、職員Ｏは、後任の職員Ｑに引継ぎを行わなかった。職員Ｏは、後日、職員Ｑに過年度分の納税義務について確認され「話が来たら別途協議かなと思っていた。」と答えた。

（６）検討

ア　Ｈ課長

前任のＥ課長からの引継ぎもなく、消費税の申告義務を認識する契機となる情報が与えられていなかった。また、当時の経営企画課職員Ｇなどから、消費税の申告について報告を受けたという事実も確認できず、Ｈ課長が消費税の申告義務に気付き是正することは困難であった。以上の事情を踏まえると、Ｈ課長に故意又は重過失は認められない。

イ　Ｉ課長

(ｱ) 故意又は重過失の有無について

請求人はＩ課長に賠償責任があると主張している。この点、総務局も主張する根拠法令は異なるものの、令和４年度分以前の消費税を納付（支出）しなかったことについて、Ｉ課長に重過失が認められ、賠償責任があると認定している。そこで、以下、Ｉ課長に賠償責任があることを前提として、損害賠償金額について検討する。

(ｲ) 損害賠償金額の根拠について

都はＩ課長による損害額の５０％を賠償割合とし、Ｉ課長から９２万２５０円の任意弁償を受けた。

ｉ　賠償金額の計算の起算日及び計算の基礎となる日数について

賠償金額の計算の起算日は、令和６年９月２０日としている。この日は、税理士法人から「過年度も納税義務があったと推測される」とする指摘があり、この指摘の報告を職員Ｏから受けたＩ課長が、過去の経理担当者が整理してきているのだから間違っているはずがないという認識の下、職員Ｏに対し、令和５年度分の納付を確実に行い、過年度分については国税局からの指摘があれば対応すれば良いと指示した日である。

このことについて、インボイス対応について部下の検討状況を把握していない、予算要求の説明において一般会計として整理していることについて税務署への確認を指示していないなど、令和６年９月２０日以前のＩ課長の対応について問題がなかったとは言い切れないが、同日以前には専門家等から明確に納税義務があることを指摘されている状況にはなく、このような状況において、Ｉ課長が消費税の申告義務を容易に認識できたとまではいえないから、令和６年９月２０日を起算日としたことには合理的な理由があると認められる。

また、令和６年９月２０日にＩ課長が速やかに手続を進めていれば、１３

３日後の令和７年１月３１日には納付が完了していたはずであり、同日以後に発生した延滞税がＩ課長の責任により発生したものとされている。この事務処理所要日数の１３３日は、令和７年度に過年度の消費税納付に要した実績である。具体的には、本部に東京国税局から指摘があった令和７年５月１２日から消費税を納付した令和７年９月２２日までの期間であり、根拠のある日数であることを確認した。

よって、令和６年９月２０日以降にＩ課長が消費税の納付手続に着手しなかったことについて、事務処理所要日数を１３３日として控除した上で、Ｉ課長から弁償を受けたことは、妥当である。

ⅱ　無申告加算税について

上記ｉのとおり、Ｉ課長が賠償責任を負う起算日は令和６年９月２０日であるから、同日以前に既に発生が見込まれている無申告加算税についての賠償義務は負わない。

ⅲ　賠償割合について

都は、過去からの積み重ねに頼ろうとする職員の強い意識や、議論を重ねて方向性を見出すことを重んじない組織風土、同時期の人員体制など、組織にも一定の責任があることに鑑み、Ｉ課長に帰責し得る延滞税のうち５０％（９２万２５０円）の弁償を受けたとしている。

この点、使用者は、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し上記損害の賠償又は求償の請求をすることができる（昭和５１年７月８日最高裁判所判決）。そして、この理は、普通地方公共団体とその職員との関係にも当てはまるものと解するのが相当である（平成２５年２月２７日大阪高等裁判所判決）。

これを本件について見ると、都住会計設立時以降、誰も都住会計に消費税申告の義務があることに気づかなかったこと、本部には、都住会計の運営に必要な事項は設置に関する検討を行った際に全て整理されているはずだ、間

違いがあるはずがないという、過去からの積み重ねに頼ろうとする職員の強い意識や、議論を重ねて方向性を見出すことを重んじない組織風土があったこと、職員Ｇ及び職員Ｏ共に、申告事務のノウハウに乏しいところ一人で申告業務を担当し、副担当制は形骸化するなど、業務が属人化していたこと、都住会計は都住部が管理するものとの意識から、局計理は部経理に対する効果的な助言や支援をほとんど行っておらず、主体的に関与していないなど他の部署によるチェックは脆弱であったことが認められる。これらの事情からすると、組織にも一定の責任はあったものであり、信義則上、Ｉ課長の賠償割合を５０％（９２万２５０円）としたことに違法・不当な点はみられない。

ウ　職員Ｇ

(ｱ) 職員Ｇは、職員Ｂからの引継書と令和元年度部経理保管メモを受領し、これを信用し、これまでの対応に間違いはないはずだとの思いを持ち続けていた。

(ｲ) また、職員Ｇは令和５年度予算要求説明において、一般会計とみなされなかった場合、消費税の申告義務が発生することについてＩ課長とＪ都住部長に報告している。さらに、令和６年度予算要求資料にも、課題として報告していた。

(ｳ) 職員Ｇは、令和４年８月の総務省への照会について、必要な照会・検討をせず、課長に報告するなどの行動もとらずに事務を進めており、また調査報告書においても総務省の回答からすると、会計設置当初から申告義務があると認識すべきであったと指摘されている。しかしながら、職員Ｇは、あくまでインボイス登録に一般会計の登録番号が活用できるかという観点で照会しており、また、総務省の回答も、都が引用した国税庁資料の記載及び法令は一部事務組合に適用される規定であって、都の会計には適用されないとするものであり、明確に申告義務があったと指摘するものではなかった。職員Ｇは、総務省の回答は都住会計として個別にインボイスの登録番号を取得する必要性があることを示すものにすぎず、重要な内容として受け止めていなかった。また、これまでの対応に間違いはないはずだとの思いを持ち続けていた。

(ｴ) さらに、本来、一般会計であれば「e - Tax による申告の特例に係る届出書」の提出は不要であるが、職員Ｇは、当時、都住会計は一般会計とみなすとしつつ、インボイス事業者として登録することで申告義務が発生するという矛盾した認識のもと作業を進めた。

当時の職員Ｇの業務状況は、事務分掌上明記されていないものの、実質的に

インボイス対応の担当となり、他の部経理職員は関与せず一人で対応する状況にあった。Ｉ課長も検討状況を把握していないなど、周りのフォロー等の業務上の配慮の体制がとられていなかった。

(ｵ) 以上から、総務省の回答に触れながら都住会計の消費税の納税義務について確認しなかった点に職員Ｇに過失がないとはいえないが、総務省回答は、明確に会計設置当初から申告義務があったと指摘するものではなく、その他上記の事情を踏まえると、職員Ｇに故意又は重過失は認められない。

エ　職員Ｏ

(ｱ) 令和６年７月及び８月の税理士法人との打合せ等において、職員Ｏは少なくとも平成３０年度から令和４年度までの分についても納付しなければならない可能性が高いことに気付いていたと考えられると調査報告書で指摘されている。

この点、職員Ｏの申告・納付に向けた対応を見ると、前年度から特段の準備がなく、当該業務に関する知識や経験もない中、税理士法人とのやり取りも一人で担い、悪戦苦闘しながら作業を進めていた。

また、職員Ｏは、Ｉ課長との間に定例的なミーティングなど業務の進捗状況を報告する機会がなく、Ｉ課長と職員Ｏは日常的なコミュニケーションが不足しており、業務の状況を頻繁に報告・相談する関係性になかったことが、速やかに報告されなかったことの原因であるとされている。このことについて確認したところ、当時の経営企画課は議会対応等を含めた経常的な業務に加え、能登半島地震被災者の受入れ業務など繁忙を極めている状況にあり、コミュニケーションが図りにくい職場環境にあった。

(ｲ) そして、令和６年９月２０日、職員Ｏに対し、「令和４年度以前も当該特別会計においては納税義務があったものと推測される。」と税理士法人からのメールがあり、この内容について、職員Ｏは、Ｉ課長に報告した。

(ｳ) しかし、Ｉ課長は、職員Ｏに対し、令和５年度分の納付を確実に行い、過年度分については国税局からの指摘があればその後に対応すればよいと指示している。

職員Ｏは、過年度申告の必要性を後任の職員Ｑに引き継がなかったが、後日職員Ｑに過年度の申告について確認された際、「話が来たら別途協議かなと思っていた。」と答えている。これはＩ課長の指示と同趣旨であり、職員Ｏは、指摘があればその後に対応するという方針で対応してきたことがうかがえる。

(ｴ) 以上から、職員Ｏは、令和６年７月又は８月には、過年度の納税義務に気付きＩ課長に報告することができた可能性はあったが、報告、相談しにくい関係性にあった。また、令和６年９月２０日、税理士法人からの「令和４年度以前も当該特別会計においては納税義務があったものと推測される。」との指摘をＩ課長に報告したが、Ｉ課長からは「過年度分については国税局からの指摘があればその後に対応すればよい」と明確に指示を受けていた。以上の事情を踏まえると、職員Ｏに故意又は重過失は認められない。

４　結　論

（１）結論

前記「３判断」のとおり、Ｉ課長が任意弁償した９２万２５０円のほかに都が関係職員に対して、損害賠償請求権を行使する必要のある事実は認められない。よって、消費税の未申告及びその是正の遅延により都が被った損害について、都が関係職員に損害賠償請求権を行使していないことは違法・不当であるとする請求人の主張には、理由がない。

（２）意見

本部にあっては、未申告問題の発生及び継続の背景には、業務繁忙に対するサポート体制のなさや、組織内コミュニケーションの不足、事務に関するノウハウの欠如といった構造的な問題の存在がうかがわれることから、引き続き、職員が積極的に業務に係る改善に取り組める職場環境の構築、適切な報告・情報発信の徹底、管理職による職場状況の的確な把握と進行管理、研修の実施やマニュアルの整備など、再発防止に万全を期すよう努められたい。